
現代中国学原論

加々美光行

〈愛知大学〉

要 旨

すべての科学研究には、方法論的に研究対象の現状をより良い方向に変えようとする研究上の目的論が存在する。中国研究も例外ではない。その場合、中国人自身が行う自国研究としての中国研究と、外国人が行う外国研究としての中国研究には、おのずと目的論の連関に大きな違いが存在する。即ち中国人研究者が自国の現状を改革しようとするのは理の当然だが、外国人研究者が中国の現状を改革しようとするのは、方法的に主体・客体の問題だけではなく、仮説・実証過程の問題、さらには科学としての「認識の客観性」問題が問われることになる。たとえばオリエンタリズムの問題は、こうした目的論をめぐる方法上の無自覚が関係している。本論文はこうした方法論上の問題の帰結として、医学のインフォームド・コンセントに見られると同様の情報開示、説明責任、対話の三つの方法的原理の確立の重要性を訴える。

キーワード 地域研究、目的論と因果論、科学認識の価値自由性、オリエンタリズム、OAD

はじめに

戦後日本の現代中国研究は、一面では多くの成果を生みながら、他方では中国認識に多くのゆがみを伴ってきた。その最たるものが文化大革命(以下、文革と略す)時期の全面中国肯定あるいは全面礼賛の研究だった。

文革礼賛論的な研究は、中国の現実や最高指導者の毛沢東の思想を過度に美化し、文革当時の中国の悲惨な実態を正しく伝えていなかったからだ。この点は文革が収束した1976年頃から徐々に明らかとなり、1981年6月開催の中国共産党(以下、中共と略)第11期第6回中央委員会総会が採択した『建国以来の若干の歴史問題に関する決議』(通称、歴史決議)の中で、文革に対する全面否定の評価が下されたことで、疑う余地のないものとなった。

このためその後、日本の現代中国研究の専門家

たちは例外なく、現代中国の現実を客観的に正しく認識することの困難、あるいは将来予測の困難を指摘し、どうすれば現実から乖離した誤認や予測の誤りを克服し得るかという問題を研究方法論の出発点としてきた¹⁾。1970年代の末から80年代初めにかけての時期、とくに強調されたのは、中国において情報の開示が量的にも質的にも厳しく制限されているという点だった。この結果、文革後の日本の中国研究では必要以上にいわゆる「内部情報」の取得の重要性が強調されることになり、しばしば中国政府・共産党の「内部」機密文書が研究者によって「外部」に持ち出されたため、トラブルを引き起こす事態さえ生じたのである²⁾。

このような傾向は、その後80年代後半を境に中国の情報開示が格段に進んだ状況になっても、なお基本的に変わらなかった。中国がなお共産党独裁下にあるため、その情報開示には依然国家権力の政治的意図に基づく情報操作が働くと見なす

ためである。つまり中国の国家権力の統治の正当化にとって不利益となる都合の悪い情報については、依然強い統制が加えられているために、開示される情報に政治的偏りがあると判断され、「内部」情報の取得がやはり重視されるのである。

しかし実は中国の現実や将来を正しく認識しうるか否か、さらに中国政府幹部の有力なコネクションを通じて「内部」情報の取得が可能か否かのみが、研究方法論の出発点となるのでは、日本人にとって外国研究でもある現代中国研究は方法論的に余りにも貧しい状況にあると言わざるをえない。

本来人間社会を対象に扱う社会科学や人文科学は、「いかなる目的で特定の社会や人間を研究対象とするか」という目的論を抜きには成立しないからだ。日本経済や日本政治を対象とする経済学や政治学では、当然ながら日本の経済や政治のシステムや構造を解明すると同時に、その解明を通してシステム・構造の改革をより実効的に実施するためのヴィジョンや提言（オルタナティブ）を行う目的をも持つのが通常である。

たとえば戦後の日本政治学の基礎を築いた丸山真男の日本政治思想史研究は、敗戦直後に発表された代表作「超国家主義の論理と心理」が示しているように、戦前日本の天皇制超国家主義体制の病根を明確にすることを通じて、戦後日本政治の近代化・民主化の進む方向を提示しようとする目的意図を持つものだった³⁾。そこでは当然、戦前日本の政治体制を否定されるべき悪しき体制と見なす価値的あるいはイデオロギー的な判断がなされていた。丸山政治学の評価についてはここでは別に措くとしても⁴⁾、社会科学の目的論とは、このように研究対象とする社会のシステムや構造に対する一定の価値判断やイデオロギーを自明の理として含むものなのである。

だからと言って、目的論とそれを支える価値判断やイデオロギーを伴う研究が科学的「客観性」を欠いているとは決して言えない。ここでは科学

的「客観性」とは何かという、より根本的問題があるが、この点はまたあとで触れる。

より原理追求的な一般経済理論や政治理論の研究も、抽象度が高いために、現実的な目的論と価値判断、イデオロギーを含まないように見えるが、その背後に、発見された経済的、政治的原理を現実の経済政策あるいは政治運営、行政政策に生かすことを目的として意図しているのが普通であり、その限り現状批判的な価値判断やイデオロギーを含むのが通例である。

経済学を近代科学のレベルにまで高め、新古典派経済学の殻を破る経済学の理論革命として「一般均衡理論」を生んだことで知られる J・M・ケインズの『雇用、利子、及び貨幣の一般理論』（1936年刊）も、1930年代初頭の世界恐慌による資本主義経済体制の危機突破という目的論をその内に含んでいた。それゆえにこそ、同著が公刊された翌年の1937年以後、ルーズベルト米大統領は、このケインズ理論を下地としたニューディール政策を駆使し、米国経済の立て直しに成功したのである。

社会科学の一分野である現代中国研究も、この点で当然、例外なく目的論とそれを支える価値判断（以下、目的論的価値判断と略す）あるいはイデオロギーをその内部に含んでいる。ところが既述のように、大半の中国研究者はこの目的論的価値判断やイデオロギーを科学方法論の内部に取り込む必要性を自覚せず、ひたすら「認識の客観性」の確保のみを方法的に問題にするにとどまっている。なかでも日本の現代中国研究はこの面でなお方法的に無自覚な現状にあり、あたかも目的論的価値判断やイデオロギーが混入した場合、必然的に「科学認識の客観性」が損なわれるとの前提に立って、いかに科学研究から目的論的価値判断やイデオロギーを排除しようかという点に方法論上の焦点が当てられる傾向を持つに至っている。

こうした状況が生じたのは、今日あやまてる研究としてその研究価値が全面的に否定されている

文革期の中国研究の多くが、強烈な目的論的価値判断、イデオロギーを含み、しかもその認識が決定的なほどに「客観性」を欠いたという事情が大いに手伝っている。実際のところ、文革期の中国研究が「客観性」を大幅に欠いた理由は、後述するようにその目的論的価値判断やイデオロギーそのものに原因があったわけではない。しかし文革後、とくに1980年代に入ると、中国研究に目的論的価値判断やイデオロギーが介在することが「認識の客観性」を損なうとみなす誤った定見が生じることになった。今日中国研究の主流をなす方法論が依然、ウォッチング（観察学）に一方的に偏したものとなっているのはこのためにほかならない。

このため中国研究の世界では科学研究に目的論的価値判断が不可避に介在する現実が見過ごされたうえ、目的論的価値判断やイデオロギーがどのように「認識の客観性」と関係するののかという科学方法論上の問題がまったく問われてこなかったのである。以下、最初にこの問題を解く方法論上の糸口を付けておきたい。

I 科学研究の方法的基礎

(1) 構造主義と「認識の客観性」

目的論的価値判断やイデオロギーと「認識の客観性」の関連を方法的に取り込む努力は社会科学よりは自然科学分野あるいは文化人類学などの分野で、今日まで相当程度になされてきた。

たとえば文化人類学者のレヴィ＝ストロースが1955年に提起した論点に始まる構造主義は、その一例と言える。

ストロースは西欧中心的世界観を相対化し、現代西欧と同時代の別の地域空間に、未開とも見えるかたちで存在する社会が有する世界観も、また一定の完結した構造体系を有すること、その点で西欧中心的世界観と同等の資格を持つことを強調する⁵⁾。ここでは未開と見える社会と、発展した

高度工業化社会とを歴史発展段階の縦の序列に置き換え、前者を世界認識において幼稚で発展に後れた社会、後者を成熟し進歩した社会と見なすそれまでの通念が根本的に反省されることになった。ストロースは同時代的な横軸の空間的広がりにおいて、地球上の種々の社会の世界観が同等、同価値の資格で存在し、かつその世界観が有する「認識の客観性」には、一義的に決まるような優劣の差はないと考えたのである。

特定の文化体系下での価値判断やイデオロギーに基づく「世界認識の客観性」の度合いは、他の文化体系下での価値判断やイデオロギーに基づく「世界認識の客観性」と基本的に等価であり得る。つまりあい異なる世界観の枠組みに立って成立するいくつもの世界認識が同時に並存しうること、かつそれぞれの世界認識のうちどれがより「客観的」に世界を認識し得ているかは一義的に決定し得ないとしたのである⁶⁾。

(2) 「パラダイム史観」と「認識の客観性」

自然科学の分野でこれと同様の方法的な試みを行ったのが科学史家のクーンだった。1962年にクーンが発表し波紋を呼んだ「パラダイム史観」は、歴史的な縦軸の時間的広がりから問題を提起する。ある時代の世界観と、別の時代の世界観、すなわち時代を前後する複数の世界観が、互いに同等、同価値の資格で存在し、その間に認識上の累積的な進歩は認められないとしたのである⁷⁾。

つまり歴史における世界観の転換は、それに先行する時代の世界観の上に累積的に積み重ねられた認識の進歩として出現するのではなく、あたかもそれまで世界を見るために掛けていた特定の色の色眼鏡を外し、別の色の色眼鏡に掛け換えて世界を見直すのと同じような認識の転換として起きると述べたのである⁸⁾。

ストロースにせよクーンにせよ、人間が自分の属する社会の地域的空間的制約または歴史的空間的制約を持った世界観に基づく一定の価値判断に

立って、いわば色眼鏡を掛けて世界を認識することは避け難いという点を、まず認めている。そのうえでそうした色眼鏡を掛けることがただちに「客観性」を欠いた誤った認識を引き起こすわけではないことを主張する。そこでは地域によって、あるいは時代によってさまざまな色眼鏡を通して見える世界像に違いが生じるだけで、そのどれが認識においてより「客観的」で正しく、どれがより「客観性」を欠いた誤った認識かと言った優劣を決定し得る一義的基準は存在しないとしたのである。

この点をより平易に言えば、たとえば七色の色彩を見分ける人間と、紫外線、赤外線までを含め十色の色彩を見分ける動物とを比較して、人間とその動物のどちらの世界像がより「客観性」を帯びているかを決定し得る一義的基準は存在しないということと同じである。

ここで重要なことは、人間が特定の目的論的意識を持ち、それにともなう一定の価値判断やイデオロギーに彩られた世界観——即ちあらゆる世界観は目的論的価値判断によって成立する——を持ったとしても、それだけでその人間の認識が「客観性」を欠くと断定することはできないという点である。言い換えれば、人間の世界観は地域的・歴史的状況の制約を多少とも受けて初めて成立するのであるから、その「客観性」は相対的なものでしかあり得ず、絶対的な「客観性」を持つ世界観は存在し得ないということでもある。

(3) 「人間中心主義」の目的論と近代科学の誕生

ところで以上の点に関連して、もう一点重要な問題に触れておかねばならない。

確かに人間の世界観は時代を越え、地域を越えて目的論的価値判断やイデオロギー（眼鏡を掛ける）をともなっているが、にもかかわらず西欧近代科学の成立以前には、その目的論は必ずしも「人間中心主義」的な目的論ではなかったという点である。言うまでもなく諸々のアニミズムに始まり

古代ギリシャの汎神論を典型とする世界観は、自然世界との融合調和を基軸とした「自然中心主義」を特徴とするが、この世界観は自然及び自然と融合した人間からなる現存世界（世俗世界）そのものを、価値ある目的の主体として肯定する。それゆえにこの汎神論を背景として世俗世界の王者となった皇帝は、たとえば中華帝国では天命（現存世界の目的）を担った天子と見なされることになった（天人合一論）。日本の古代天皇制もまたこの「天人合一」を特徴としている。この点は西欧における古代ローマ皇帝も同様のものがあつた。

つまりそこでの目的論は自然世界そのものと、自然世界と融合した人間とから構成される現存世界が担ったのである⁹⁾。人間は自然世界の一部として常に自然の内部にあって、自然との共生を前提とした「対話」を欠かさなかった。

ところが中世ヨーロッパに至って唯一神信仰を背景に、世俗権力の中心がローマ法王（教皇）に移行して法王権が確立するや、状況は一変する。法王権の下では、自然世界と自然の一部である人間世界とからなる現存世界あるいは世俗世界は価値なきものとなる。そしてそれゆえに世俗的皇帝権力に代わって超俗的な聖なる教会こそが世俗世界を支配すべきものと観念されるに至る¹⁰⁾。ここでは当然、唯一神にして創造主たるエホバと、その被造物である現存世界（自然世界+人間世界）とが区別される。それゆえにまた世界の目的論は、それまでの「自然中心主義=現存世界中心主義」にかわって「(唯一) 神中心主義」的な教会と法王こそが担うことになった。

しかしここには本来、超俗的で聖なる内面精神的な存在であるはずの教会が、やがて内面的超俗世界を支配するにとどまらず、かえって外面的世俗世界（自然世界+人間世界）をも支配するという自己矛盾を生むに至る。そしてこの自己矛盾こそ、次第に教会自身の神聖性、超俗性を衰弱させ、本来内面権威的にこそ支配しうはずの人間の内面精神世界を外権威的に支配するという抑圧を引

き起こすことになった。またその結果、ルター、カルバンらの宗教改革を呼んで自壊の道を歩むことになる。かくて「神中心主義」は潰え、次の「人間中心主義」を生み出すことになったのである¹¹⁾。

近代西欧における「人間中心主義」はこうした経緯から誕生したが、それはとりわけ近代西欧科学の中に色濃く現れることになった。もともと中世における「(唯一) 神中心主義」は「(唯一) 神こそがすべての被造物(現存世界=自然世界+人間世界)を人間に奉仕すべく創造した」とする観念をともなっていたが、「人間中心主義」はこの観念のなかから神を除去し、これにかえて人間を優越視して被造物(現存世界)の中心に、すなわち「神の座」に据えることによって成立した。この時人間世界が現存世界から抽出され、神の座に就くのである。つまり「中世から(唯一) 神の超越性を除去すれば近代が現れる」というわけである¹²⁾。

(4) 「科学実験」の目的

このようにして登場した「人間中心主義」は、近代西欧科学の根底を支えるものとなった。それは現存世界の中から、人間世界を自然世界と区別し抽出した上で、人間が自然世界を支配するいわば「神の座」に就く要求として現れる。この時、科学の対象(客体)としての自然世界と、科学の主体としての人間が明確に分裂することになる¹³⁾。この主客の分裂のゆえに、近代西欧科学の科学実験の目的は自然世界に対する単なる認識=観察(ウォッチング)自体に置いて、自然世界の模倣を試みるものではなくなった。

即ち科学実験の目的は、自然世界の認識、模倣というレベルを越えて、科学の対象となった自然世界を、「神の座」に就いた人間の計算(目的論的価値判断)によって組み立て直すこと、再構成し直すことにこそ置かれるようになったのである。科学実験における自然世界の認識=観察やその

模倣は、それ自体に目的があるのではない。あくまで科学実験を通じて自然界の再構成のための設計図を描くのに必要となる情報・資料を提供する点にこそ目的があるのである。

実験室が外部の生生な自然世界自体の時間・空間と区別された人為的な内部の時空を形成し、それゆえにまた外部の自然界から隔離された「密室性」を特徴とするようになったのもこのゆえだった。

こうした密室的な実験室の問題としては、差し当たり次の2点を指摘し得る。

第一の問題としては、実験室の中では自然界の一部を切り取ってこれに人為的な再構成を加えるため、本来自然界では生じ得ない変化変形も起きる可能性を持つ点を上げ得る。そのような変化変形が外部自然界の生態系循環にとって好ましいものかどうか、生態系循環を崩す危険性については、何ら保障がなく、この点では実験者の主観的な倫理のいかんに一方的に依拠するほかはない。

第二の問題として、実験者の人為的な再構成により変化変形させられた自然の一部が、実験者である人間に反作用による影響を及ぼすことがないよう、実験室は厳格な統御によるシールド(shield 防御の隔離壁)を設けているという点にある。ここでは実験者である人間と実験対象としての自然の関係は、実験者から対象への一方向的な(unilateral)再構成の働きに限定されており、現存世界で通常起きる双方向的(bilateral)相互作用(人間と自然の対話)の関係は働かないように統御される。

以上の近代西欧科学のあり方は、18世紀から19世紀にかけての産業革命を経過して、自然界の人為的再構成によって生まれる一連の近代産業技術を生み出した。そしてやがて近代西欧科学と近代産業技術は不可分一体のものに見なされ、「科学技術」と総称されるようになったのである。

中岡哲郎はその著『工場の哲学』の中で、1960年代を境に登場した整然たる生産ラインを備えた

精密でかつ大規模な機械工場を、実質的に科学の実験室がその規模を巨大化して工場化したものと述べている¹⁴⁾。事実、こうした精密な大型機械工場では、科学実験室と寸分変わらぬ条件下で、日常の生活空間、自然空間には決して存在しない無菌、無塵の空間を工場内に保つために、従業員の操業上の手順（人為）が厳格に規定されているのである。

(5) 人文・社会科学と「人間世界」

このように自然世界を人間の目的論的価値判断に沿って人為的に再構成する近代科学技術の傾向は、まず自然科学において典型的に現れたが、自然科学のあとを追って成立した社会科学、人文科学も当然同様の方向を目指すことになった。

人文・社会科学の対象は、自然科学の場合と異なって人間世界にほかならない。近代自然科学の本質が現存世界の中から、自然と人間とを区別し人間を優越化させて「神の座」に就けた上で、人間が自然を支配する要求として登場したとすれば、近代人文・社会科学は人間の自己認識の要求、つまりまず人間みずから人間世界を科学の対象として認識し、そのうえで人間世界を人為的に再構成しようとする要求として登場したと言える。

ただ留意を必要とする点は、元来自然科学にあっても、人間の生理的身体が自然世界の一部として科学的対象として扱われ、それゆえ人為的再構成の対象ともなってきたという点である。

これと同様に近代人文・社会科学においても、人間世界（人文的、社会的事象）を人間の生理的身体と同様のもの、即ち自然世界と同等に見なして科学の対象として扱うのである。そうすることで、人間世界を人為的再構成の対象に変えようとする点にこそ近代人文・社会科学の特徴があるわけである。

問題は人文・社会科学が対象とする人間世界はいかに方法的に自然世界と同様に扱われようとも、原理的には自然世界や生理的身体とは異質な

世界だという点にある。この点は人間世界が自然世界に比して、目的追求的な意志によって作り出され、生み出されるという特質を相対的に抱えている点に起因している。即ち人間世界自体が現実（sein）を当為（sollen）に沿って変えようとする目的追求的な人間行為によって形成されているという点が、自然世界と相対的な違いを作り出すのである¹⁵⁾。

しかしながら人文・社会科学は自己を科学足り得るものとしようとして自然科学を純正な科学としてモデル視する限り、この人間世界の目的意志的、当為追求的な特質を、相対的に軽く見る傾向を免れなくなる。つまり科学研究の主体としての研究者には、科学の対象となった人間世界を操作し再構成しようとする目的論的価値判断を許しながら、対象としての人間世界自体が示す目的追求意志については相対的に軽く見るという傾向である。この点についてはここでは詳述を避け、また後段で触れることとする。

(6) 近代科学の陥穽：「対話」性の欠如

以上見てきたように、科学研究の歴史は自然科学であれ、人文・社会科学であれ、いずれの時代にも研究に目的論的価値判断が切り離しがたく内在した。即ち歴史は、古代から中世そして近代へと時代が移るにつれ、研究上の目的論が「自然中心主義」から「神中心主義」へ、そして「人間中心主義」へと移行したこと、言い換えれば「世俗世界のために」から「神の国のために」そして「人間のために」へと移行し、それによって最終的に対象世界を人間の価値観（目的論的価値判断）に沿って人為的に再構成することを本質的目的とする近代西欧科学を誕生させたのである。

前もって言うておくと、本論文が対象とする近代科学の一分野である現代中国学においても、当然の成り行きとしてその研究対象となる世界（すなわち中国あるいは日中関係を含む中国の対外関係）を自己の目的論的価値判断あるいはイデオロ

ギーにそって再構成することを意図する傾向を帯びるものになる。

「人間のために」なされる近代西欧科学の研究にあっては、研究対象の「世界」と研究主体である「神から自立した人間」がより完全に区別され切り離されるから、「人間」のために「世界」を奉仕させるという目的をもって研究が行われる。つまり研究対象の「世界」は、研究主体としての「人間」と対等平等の関係にあるのではなく、「人間」に従属するものとして位置付けられる。

この結果、その研究の「客観性」は、研究対象と研究主体の間の「対話」によっては検証され得ないものとなる。なぜなら「対話」はその言葉の厳密な意味においては、「世界」の上に「人間」を君臨させずに「人間」を「世界」と対等平等の位置に置かなければ原理的に成立し得ないからだ。

こうして「世界」との「対話」性を欠いた科学研究のいわゆる「客観性」は、方法上、研究主体の「人間」の価値観に沿って「世界」の再構成を試みる実験（実証）の成否いかんのみによって検証されることになった。繰り返しになるが、その場合実験（実証）は、その再構成が「世界」に対して優位に立つ「人間」の側からの一方通行的な意図の下になされるという意味で、「対話」の方法と原理的に異なるのである。

今日、近代西欧科学の一翼を担おうとする現代中国学の主流が、ウォッチング＝観察学に偏したものとなっているのも実はその根底に、研究主体の「人間」を研究対象（客体）の「世界」に対し分離しかつ優位に置く近代科学の弊害が働いて、その方法的検証に、「世界」との「対話」の必要性を認めない傾向があるためにほかならない。

(7) チャイナ・ウォッチングの本質

チャイナ・ウォッチング（中国観察学）も本来、近代科学の特質を共有している以上、研究対象を研究者（研究主体）の目的論的価値判断にしたが

って再構成しようとする意図を明確に持つ。それゆえに中国観察学は実際には、研究対象に研究主体が一切手を触れないことを前提とするという意味での厳密な観察学（ウォッチング）とは、その本質を異にするものと言わねばならない¹⁶⁾。

にもかかわらず現代中国学がチャイナ・ウォッチングと呼ばれる場合は、自身の学が他の近代科学と同様その根底に目的論的価値判断が働いている点を自覚しないか軽視し、研究者が研究対象を再構成しようとする意図を持つことに対し方法的に無自覚なことを示しているのである。この点でチャイナ・ウォッチングは他の近代科学以上に多くの問題を孕む^{はら}のである。比較の問題として念のために述べておけば、戦前戦中の現代中国研究の場合には、方法的にウォッチング＝観察学の立場を採らず、国策に沿った研究を目指すという点で目的論的な価値判断を含み、しかもその点に明確な自覚を持つ場合が少なくなかった。この点は後段で述べる。

繰り返し言えば、「自然中心主義」「神中心主義」「人間中心主義」の3種の世界観が、それぞれの価値観に基づく目的論的価値判断を不回避的に持つこと自体は何らその「認識の客観性」を損なうものではない。同様の論理から、私はチャイナ・ウォッチングが方法的に「認識の客観性」を欠くと主張するものでないことは当然である。

問題は目的論的価値判断の有無にあるのではない。近代科学が研究主体の「人間」を研究対象の「世界」に優越する位置に置くために、「世界」の再構成を「対話」不在の歪んだものにする点にこそ重大な欠陥が孕まれているのである。

近代西欧科学の方法論上のこうした欠陥はやがて1950年代半ばから60年代にかけて、多くの現実の弊害を生んで、重大な反省を迫られることになっていく。

しかしここではその弊害がいかなるものかに議論を移す前に、ひとまず人間中心主義的な近代科学と、「認識の客観性」はどのように方法的にか

かわるのか、を祖述しておくことにしたい。

II 近代科学と「認識の客観性」

(1) 人文・社会科学における目的論と因果論

社会科学、人文科学分野では17世紀のフランス・ベーコンのイドラ論（「ノウム・オルガヌム」）以来、20世紀初頭のマックス・ヴェーバーの価値自由論、カール・マンハイムの知識社会学まで、常に目的論に伴う価値判断と「認識の客観性」の関連が、方法論として自覚的に問題にされてきた。むろん日本の学界でも今日まで多くの方法論が論じられてきている¹⁷⁾。にもかかわらずいずれの場合にもクーンやストロースらの自然科学や文化人類学の試みに匹敵するほどの学問的な努力が十分になされたとは到底言い難い。

第1の争点は、人文・社会科学研究から果たして目的論的な価値判断を完全に排除し得るかと言う点にある。たとえば、価値自由論（*Weltfreiheit*）を唱えたマックス・ヴェーバーは、人間の倫理（即ち目的論的価値判断）が必ずしも「認識の客観性」を犯すものとは限らないことを明らかにした。しかしそのヴェーバーにして「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」と並ぶその宗教社会学の代表作「儒教と道教」において、東洋の儒教倫理を西洋的ピューリタニズムの倫理と比較し、儒教には近代の幕開けに必須の「宗教改革」がもたらし得たような合理的精神が欠如していると一方的に断定を下した。その理由として儒教には実践倫理的で世俗的な目的意識が強く働く（即ち、目的論的価値判断と目的追求的意志が働く）ため、「世界」を認識しようとする意欲にむしろ欠如し、西欧近代に特徴的な「認識の客観性」を確保し得る科学的精神を生み出す力を持ち得なかった点を上げたのである¹⁸⁾。

しかし儒教倫理がいかに世俗的な実践的目的意識を濃厚に持つとしても、それが一定の世界認識への意欲を伴うものとなり得ること、その場合実

践的目的意識（即ち目的論的価値判断）が「認識の客観性」を必ずしも損なうものでないことはヴェーバー自身も認める自明の理である。この点は1920年代以後の中国の一思潮を形成した新儒家の一人、馮友蘭が朱子程子の世界認識を伴う宋明理学の儒家思想の中に、バートランド・ラッセルの論理実証主義と同様の仕方ですべて「認識の客観性」を確保しうる科学的方法論の可能性が含まれることを論証した事例に見て取れる。馮友蘭の試みは、ヴェーバーの上述のような断定に対する明瞭な反証と見ることができたのである¹⁹⁾。

このことはヴェーバーにして儒教倫理に基づく世界認識が、ピューリタニズムに基づく世界認識よりも「認識の客観性」確保の点で劣っていると西欧中心的価値判断に偏った歴史観を免れなかったことを示している。ここにはサイドが問題とした「オリエンタリズム」の弊害が明らかに存在しているが、この点の方法論上の詳細については後段で論じる²⁰⁾。繰り返しになるがレヴィ=ストロースやクーンはこの点で、原則的に目的論的価値判断を人間の世界認識から排除することはできないという前提に立って、かつ種々の世界認識には客観性を測る上での優劣の差を決定する一義的基準はないとする議論を行っていた。

第2の争点は、社会科学研究に目的論的な価値判断の混入が避け得ないと前提した場合、その価値判断が研究の「認識の客観性」を損なうと一義的に言えないのは、なぜかという点である。「認識の客観性」を曇らせる本質的な要因は、ヴェーバーの議論にならって言えば、目的論的価値判断そのものにあるのではなく、むしろ目的論的価値判断が原因・結果の因果論的な価値判断と混同される点にこそある。ヴェーバー社会学における認識方法論上のキー・ワードである価値自由性（*Weltfreiheit*）は、目的論的価値判断と因果論的価値判断とのこの混同の克服を意味するテクニカルタームだったのである²¹⁾。つまり目的論的価値判断が科学研究に介在しても、これと因果論的価

値判断との混同（目的—手段の連関と原因—結果の連関との混同）を克服さえすれば、「認識の客観性」は確保し得るということである。

それでは目的論的判断と因果論的判断との混同とは、いかなる事態を指すのか、以下に簡単に具体例を上げて述べておこう。

目的論的判断は自然科学か人文・社会科学かを問わず、論理的には研究者の作業仮説として通常、位置付けされるものである。むろん研究者が自身の目的論的判断を十分自覚していない場合には、作業仮説としての位置付けもそれだけ曖昧なものとなる。

たとえば、戦前戦中期日本の国策研究機関の一つであった満鉄調査部に働く某研究者が、「大東亜戦争」における日本軍の成功と勝利を目的とした研究に従事していたとする。その場合彼にとっては、日本軍の成功と勝利が作業仮説をなしているのである。

この研究者が戦争遂行に関係する多くの情報資料を集積した上で、これに因果論的な分析を加え、戦争の勝敗の帰趨について結論を導き出す作業を行ったとする。その際、この研究者が自身の作業仮説（＝研究目的）である日本軍の成功と勝利に結びつくプラス諸要因のみを過大視し、失敗と敗北に結びつくマイナス諸要因については過小視したうえ、因果論的判断として日本軍の成功と勝利を確実視する結論を下すような場合、それこそがまさに目的論と因果論の混同に当たるのである。

さらに重要な点はこの研究者が日本軍の成功と勝利を単に目的論として前提しているだけでなく、それをある種歴史の必然と見なし、歴史の「法則」に適うはずだと見なす場合がしばしば起きるという点である。因果論的判断とは、一般的に因果結合の規則性を「法則」として定式化することだから、ここでは日本軍の成功勝利（目的）を歴史「法則」に適うと見なす価値判断が、当然にも因果論に直結し、目的論と因果論の混同を加速させてしまうのである。

これに対して、たとえその作業仮説（＝研究目的）が日本軍の成功と勝利に置かれているとしても、集積した資料情報を徹底分析して、成功勝利を導く諸要因と失敗敗北を導く諸要因を厳密に比較考量したうえ、失敗敗北の諸要因がより強く働くとの因果論的判断の結論に至り、敢えて日本軍の停戦と撤収を進言するような研究者はどうだろうか？

そのような研究者こそ、目的論的判断と因果論的判断との混同を克服し、その両者を截然と区別し得るだけの「認識の客観性」すなわちヴェーバーのいう「価値自由性」を有していると言えるのである。

ここでも重要な点は、この研究者が日本軍の成功勝利を作業仮説（目的論）として用意しながらも、日本軍の成功勝利を歴史の必然とも歴史の「法則」とも見なしていないという点である。戦前戦中当時の現実に即して言えば、当時は日本軍の成功勝利を歴史の必然、歴史の「法則」と見なす論潮が圧倒的に支配的であり、一研究者としてそうした潮流に逆らって、「価値自由性」をまっとうすることは至難のことだった。

いずれにせよ、後者の「価値自由性」を有する研究者こそが、むしろ作業仮説（日本軍の成功と勝利）の実現をより深刻にまたリアルに目指そうとしており、その意味で真の愛国者、本物の軍国主義者と言えるのである。目的論と因果論とを混同する研究者は、日本軍の成功や勝利を真に目指すよりは、保身に走る見せかけの愛国者、軍国主義者である場合が少なくないのである。

総じて言えば研究者が社会はかく改革されるべきだとする自身の理念的な目的に適うかどうかで、現状の社会変化の諸要因を因果的に価値判断してしまう場合、目的論的判断と因果論的判断の混同が生じる。かつその場合、理念的目的を歴史の「法則」と見なす傾向がしばしば現れ、それがさらにこの目的論と因果論の混同を加速させるのである。

ところでこのような混同は自然科学よりは社会科学や人文科学のように人間社会の現象を扱う科学研究に生じ易い。前述したように社会科学、人文科学では研究者が目的論的価値判断を免れないだけでなく、研究対象となる社会的、人文的事象自体も、人間行動における目的—手段の連関即ち目的論的な関連を多く含んでいるからである。

もう一度前述の戦前戦中の国策研究機関（満鉄等）に働く研究者を例に取って、この点を説明しよう。

研究者は当然ながら、日本軍の成功勝利を実現しようとする目的追求意志を持って研究作業に従事する。ところで研究対象を構成する中国人社会もまた、一定の軍事組織化を通じて抗日の戦いを推進する目的追求意図を持ち、日本軍の失敗と敗北の実現、即ち抗日戦の成功と勝利の実現を目指している。このように研究作業の段階では、研究者が持つ日本軍の勝利という目的（作業仮説）も、その対極にある研究対象が有する日本軍の敗北という目的も、どちらもなお実現しておらず、目的追求実践の動態過程（ダイナミズム）の渦中にある。そこでは研究者（主体）と研究対象（客体）が目的追求行動の中で、相互に作用し連動している。つまり研究者が研究対象に目的意識的に働きかけると同様に、研究対象もまた絶えず研究者に目的意識的に働きかけて来る存在にほかならない。こうした条件下では、研究者は主客相互の動態過程の状況から隔離された外部観察者（ウォッチャー）としては到底存在し得ない。

つまり研究者も研究対象も自身の目的意図（目的論）に適合的でない不利な諸要因を、社会的実践を通じて能動的に変化させ、場合によっては有利な諸要因に転換し得ると考えるだけの現実的余地が、ここには残されている。そして、ここに研究者の作業仮説（目的）が実証されるかどうかの不確定性、蓋然性が生じるのである。

問題は前述したように、現在の人文・社会科学が、相対的に主体の側（研究者）の客体（研究対

象）に対する目的追求的な操作、人為的再構成を、客体（研究対象）の目的追求的行動に対して優越した地位に置く傾向を免れないことが、ここでも大きく影響する点にある。本来は研究者と研究対象の間には、同じ人間世界に属する者として、どちらの目的追求的行動にも本来軽重の差はないはずである。

にもかかわらず、研究者は研究対象に対する自身の作業仮説（＝研究目的）の優越を前提する傾向を免れず、その限りで、作業仮説（ここでは日本軍の成功勝利）を実現、立証するための主体の側（研究者の属する世界、ここでは日本軍）の能動的な努力を過剰評価する傾向を免れない。と同時に当然ながら、逆に仮説を破綻させるための客体の側（ここでは中国世界、たとえば抗日勢力）の能動的な努力（目的追求的意志）は過小評価するという傾向が生じる。

こうして研究者は目的論と因果論の混同を起こし易くなるのである。

ここでは研究者が自身の作業仮説を研究対象の目的追求意志に対し優越的位置に置くという近代科学に不可避の難点こそ、前述したように仮説に過ぎないものを「あるべき理念」に置き換え、かつ歴史の必然、歴史の「法則」と見なす傾向を生むのである。

現実には主客間の相互連動作用の中に、不確定性、蓋然性が存在するから、この歴史必然論は、いわばこの不確定性を打ち消そうとする研究者の主観的願望の現れとして持ち込まれているに過ぎない。

(2) 自然科学における因果論と目的論

この目的論と因果論の混同は確かに人文・社会科学に生じ易く、自然科学では生じにくい。それはなぜか？ 自然科学の場合にも研究者が研究対象である自然世界に対し、これを人間の価値観に沿って人為的に再構成しようとする目的論的判断を持つ。自然科学が人文・社会科学と異なる点は、

研究対象である自然世界が、人間世界に比べて相対的に目的追求的行動を伴うことが少ないと見なされる点にある。

この点がかつてマルクスが『資本論』の「労働過程」を論じた箇所でも人間の労働と、蜘蛛あるいは蜜蜂の働きとを区別して労働過程の本質を明らかにした論点から類推が可能である²²⁾。マルクスは次のように述べていた。

「蜘蛛は織匠のそれに似た作業をなし、蜜蜂はその蟻房の構造によって、多くの人間の建築師を顔色なからしめる。しかし最悪の建築師でも、もとより最良の蜜蜂にまさるわけは、建築師が蜜房を蟻で築く前に、すでに頭の中にそれを築いているということである。労働過程の終わりには、その初めにすでに労働者の表象としてあり、したがってすでに観念的には存在していた結果が、出てくるのである。彼は自然的なものの形態変化のみを引き起こすのではない。彼は自然的なもののうちに、同時に、彼の目的を実現するのである。」

人間は労働過程において自然世界を対象としてこれに働きかける際、その頭脳に設計図のような目的を事前に描いている。労働過程はこの頭脳の中に観念として存在する目的を、自分自身の身体が持つ生理的自然力をもって、対象としての自然に意図的に働きかけることによって実現する過程にほかならない。つまりその行動は明確に目的追求的な意志によって規定されているのである。これに比して蜘蛛や蜜蜂のような自然世界の生物は、蜘蛛の巣や蜜房を作る過程で、事前に巣や蜜房のイメージを設計図のような観念的な目的として持っているわけではない。つまりその行動は目的追求意志に規定されているのではなく、没意志的で生理的な本能に裏打ちされているに過ぎない。

こうして対象としての自然世界は、研究者の属する人間世界に対し一定の目的意志を持って働きかけてくる余地が少ないと前提され得ることになる。

さらに自然科学の対象としての自然世界が基本的に目的追求的行動を伴わないと見なす一方で、主体の研究者の側では作業仮説（目的論）に沿って対象としての自然世界に働きかけ得ると見なされる。このように自然科学においては主体—客体間の関係が主体→客体の一方向的（unilateral）なものとなるため、研究者は自己を研究対象からの働きかけから隔離された観察者（ウォッチャー）として位置付けることが可能となる。

繰り返して言えば、自然科学の場合も、研究対象の自然世界の側から主体の側の人間世界に対する働きかけ（客体→主体）がないわけではない。ただその働きかけは「蜘蛛の巣」の事例が示したように、目的意識的ではなく本能的なもので見なされるため、その働きかけを打ち消す研究者＝主体の側からの隔離が可能と見なされる。だから実験室は、研究者の側から研究対象に対し、作業仮説に合致する一方向的な操作と再構成を加えることが可能な人工的空間として設定され得るのである。

相対的なことではあるが、自然科学が人文・社会科学に比して、目的論と因果論の混同をより生じにくいと言え得る根拠は、まさにこの点にある。と言うのは、実験室の中では、研究対象として自然世界から切り取られた自然の切片が研究者の作業仮説（目的）の実現を阻む方向で能動的な目的追求意志を発揮することがないため、研究者は自己の対象に対する操作、働きかけを一方向的な変動因として、対象が実際いかなる変化を実現するか、その結果を見ることで、因果論（＝法則）的判断を下すことができるからである。ここでの因果論的判断は仮説の優越性によって左右されることはなく、かりに仮説に沿った結果が実現されない場合は、仮説を押し通すことなく、当然にも仮説に修正が加えられ得るのである。

(3) 目的論に対する無自覚と結果責任の欠如

研究者と研究対象との双方の目的追求による相

互連動から、目的論と因果論の混同が生じる事例は、人文・社会科学のなかでも経済学や政治学、教育学など、より学問科学としての確立度の高い学問分野ほど政策学的な実践性が高く、それだけに上記の混同を生じ易い。

実際、社会科学・人文科学の学者はしばしば政権与党・野党の政策審議会、研究会など種々の諮問機関に参加を求められ、かつ具体的な政策の形成と実施過程に関与する機会が多く見られる。そうした場合、学者は政権党または特定党派の政治目的、価値判断との共有を求められる結果、そうした目的を作業仮説とする傾向を免れない。こうして、人文・社会科学系の学者は、今日も戦前戦中の国策研究機関の研究者と同様の理由から目的論と因果論の混同を犯しやすくなるのである。

最後に第3の争点として、研究者が目的論的価値判断を排除し得るとの主観的に「誤った」常識に立って科学研究が遂行される場合が少なからずあり、しかもその研究が結果的に「事実認識の客観性」を十分確保できる場合があり得るという点にも方法的問題が発生する。

そのような研究でも、研究者の主観的な想いは無関係に現実には目的論的価値判断が介在することは避け難く、それゆえその研究成果が社会実践的な目的に有効に利用されることもしばしばである。

こうした場合、研究者はその研究成果がいかなる社会的、政治的、また経済的な目的(現実的政策)に利用されようと、自己の研究がそうした政策目的やそれにとまなう価値判断とは独立な客観的判断に基づいて行われていると主観的に信じ易い。そしてそうである以上、自分の研究成果を利用して遂行される政策がいかなる結果を来そうと、研究者自身はどのような意味においても結果責任を負う必要性を感じないという事態が起きるのである。

後段で詳述するように、戦前戦中の日本の中国研究の誤りの本質は、まさに研究の結果に対する

この種の自己責任の自覚の欠如にこそあったのであり、中国認識についての誤認や予測の誤りなど「客観的認識」の欠如にあったのではなかった。そして現在の「観察学」的方法に偏した中国研究にもまた、同様の社会的責任に対する無自覚が顕著に見て取れるという点をここでは指摘しなければならない。

以上の3点の争点にかかわって、私の暫定的な方法論上の結論を提示しておけば、次のようになる。

第1に、科学研究から目的論的価値判断やイデオロギー的判断を完全に排除することはできない。むしろ科学研究の歴史(科学史)を振り返れば、目的論的価値判断を持つことによってこそ、科学研究の新たな発見や創見がしばしばなされてきたことが明らかだ。

第2に、科学研究に目的論的価値判断やイデオロギー的判断が不可避に介在するにせよ、「認識の客観性」は目的論的価値判断と因果論的価値判断との混同を克服する努力によって確保することが可能である。

第3に、かりに上述の混同を克服して、「事実認識の客観性」を確保し得たととしても、その研究成果がいかなる政治的・経済的等の目的に利用されるかに関して、研究者は方法的に社会的責任を負う必要があり、その自覚が求められる。

第4に、科学研究から目的論的価値判断やイデオロギー的判断を排除し得るとの「誤った」常識に立って研究を遂行する研究者は、その研究成果が特定の政策集団によって政治的・経済的・軍事的等の目的に利用される場合、みずからはこれに関わりを持たないとの認識から、その目的利用に方法的に社会的責任を負う必要があることを当然自覚しない。この意味からこの第4の立場に立つ研究者は二重の「誤り」を犯す危険性がある。即ち目的論的価値判断と因果論的価値判断の混同を犯す危険性と、そして自身の研究成果がもたらす社会的影響に対する社会的責任の自覚の欠如の危

険性である。

現実には日本の社会科学、人文科学の研究では、以上の諸点が方法的に克服されているとは到底言い難い。とりわけそれは現代中国研究の分野に顕著に見られる。以下この点を日本の現代中国研究の軌跡を簡単に回顧することを通じて検証してゆきたい。

III 現代中国研究における方法的無自覚

(1) 戦前戦中の中国研究、その外国研究としての方法上の問題と陥穽

「事実認識の客観性」が目的論的価値判断と因果論的価値判断の混同によって阻害される事例は、戦前戦中の国策的な中国研究だけでなく、現在の日本の中国研究にもしばしば見られる。

外国研究としての現代中国研究は、他の外国研究と同様、その本性上、研究対象国である中国の社会改革や変革に実践的、主体的にかかわりを持つことは原理的にあり得ない。社会改革や変革はあくまでその当該の本国人を担い手（主人公）として行われるものだからだ。

しかし戦前戦中の過去をさかのぼれば、研究者が国家や民族の境界を越えて、あえて他国である研究対象国（中国）の政策立案や社会変革にみずから実践的にかかわろうとし、また事実かかわり得た場合があったことは事実である。

さらに今日、とくに1990年代中頃から、一部の日本人研究者が中国政府の政策担当研究者との交流を開始したことによって、中国の政策立案や社会改革に実践的にかかわろうとする意図を持つ場合が萌芽的に生じつつある²³⁾。

まず前者の戦前戦中の事例から検討してゆこう。これには主に二つのカテゴリー（範疇）が存在した。

第一のカテゴリーは日本国家が他国の主権を犯して侵略し、占領統治したり植民地的統治を行っている状況下で、研究者がその統治に政策的に参

加する場合である。戦前戦中の対中経営のために設立された満鉄調査部や東亜研究所などの国策研究機関に属した研究者や、東南アジア諸地域の軍政統治にかかわった研究者がそれに当る。彼らの多くは、帝国日本を盟主とした「大東亜共栄」あるいは「大アジア主義」の理想追求を以って、その研究の正当性を信じた。

第二のカテゴリーは研究者が国際主義的な政治理念を持って、国境横断的な革命運動に献身することを目的として研究活動に従事する場合。戦前戦中期までは、たとえば1933年11月に第三勢力によって抗日反蒋介石を掲げて組織された福建人民革命政府にかかわった満鉄の田中忠夫や、国際共産主義運動組織のコミンテルンとつながりを持つマルクス主義研究者の中に、そうした研究者が相当数存在した。

もっとも戦前戦中には、共産党員やマルクス主義者で国際主義的政治理念を持ちながら、同時に国策研究機関の満鉄調査部などに働く研究者も少なくなかった。上述の田中忠夫のほか尾崎秀実、平野義太郎、中西功、安斉庫治、尾崎庄太郎、白井行幸など、そうした研究者に数え得る²⁴⁾。

その中で平野義太郎は特異なケースと言えた。平野は「日本資本主義論争」の中で講座派を代表するマルクス主義学者であったが、1937年7月7日の日中戦争（盧溝橋事件）開戦を機に、第二の国際主義革命家のカテゴリーから、第一の国策に与する研究者のカテゴリーに「移行」したのである²⁵⁾。平野のこの「移行」をもっともよく代表する著作は、日本敗戦間際の1945年6月に出版された『大アジア主義の歴史的基礎』（河出書房）にほかならない。平野のこの著作は「日満華（ここでの華は当時の汪精衛の武漢政府を指す）を中核として」「大東亜を米英の漆黒より解放し、アングロサクソンのアジア覇権を調伏し。大アジアに東洋道義に基く共栄圏を建設する」という明確な政策目的論的価値判断を含み、平野自身それを強く意識していた。この点ではのちに触れる、中

西功の「抗戦力調査」や満鉄調査部を中心とした「華北農村慣行調査」に比べても、大きな差異があった。

平野のこの「主義移行」はむしろある種の「転向」と言えたが、平野の場合は思想的変節と呼ぶには余りに積極的な心的契機が強く見られる。明らかに「マルクス主義者」から「大アジア主義者」へと内発的意志をもって「確信犯」的に「主義移行」したと見えるのである。この点はこれより早く1933年に、同じくマルクス主義者で日本共産党の最高指導者でもあった佐野学、鍋山貞親が行った「転向」と比較した場合、その異同を検討することで相当程度明らかになる。

まず佐野、鍋山の「転向」、具体的に「共同被告同志に告ぐる書（以下、転向書）」の『改造』誌上での発表（昭和8年7月）は、それに先行して官憲の彼らに対する逮捕投獄、獄中弾圧があり、その苦痛による抑圧が「転向」をもたらしたという事実がある。これに比べて平野の場合には、そのような投獄や弾圧をこうむったという事実は存在しない。平野の「主義移行」は明らかに、自発性の高いものと考えらる。

まして佐野、鍋山の「転向書」でさえ、その内容から見て、吉本隆明が主張するように、投獄弾圧の事実と関係なく、むしろ「内発的な意志」によって論理整合的に執筆されたという性格を濃厚に持っており²⁶⁾、投獄・弾圧をこうむらなかった平野の「主義移行」についてはなおさらそういい得るのである。

平野の「主義移行」には間違いなく次の二つの積極的な心的契機が働いていた。即ち一つは、農民・労働者による「勤労大衆」の側に身を置こうとする意志、もう一つは勤労大衆の意志に沿ってアジア民衆の国際民族連帯による反植民地独立の「アジア民族革命」を求める意志である。このいずれの心的契機も「マルクス主義」と「大アジア主義」に共通するものにほかならなかった。

問題は、佐野、鍋山、平野に共通する点として、

「転向」または「主義移行」を起こす以前、「マルクス主義者」として「勤労大衆の側に身を置」こうとする目標が、実感として達成されていないどころか、その逆にますます「大衆から遊離」する事態を招いていた点にある。

言うまでもなく、世界恐慌を挟んで急速に窮乏化する1930年代以後の日本農漁民民衆は、開拓移民に夢をかけるほかない状況に置かれていた。明治維新以来の旧来の窮乏農漁民とくに北越、信濃、東北の民衆は、多く北海道開拓に夢をかけたが、その北海道自体、20年代末からの手ひどい飢饉災害をこうむり、もはや開拓移民を受け入れる余地を失いつつあった。そうした中で、窮乏化した民衆にとって、新たな開拓の天地は満州に向けられ戦時体制に向かって天皇を頂点に置く皇国的民族主義を急速に高揚させ、40年代に入るといよいよ「大政翼賛的」国家体制に与してゆくからである。

マルクス主義者たちはみずからの身を勤労大衆の側に置くと言う使命感を持ちながら、なおかつこのような日本民衆の激しい皇国民族主義の高揚の前に無力に立ちすくむほかはなく、当初必然的に「大衆から遊離」していったのである。

その根本的な理由は、彼らが勤労大衆の側に身を置くと言うとき、あくまで生産力・生産関係の矛盾といったマルクス主義的階級論の教条に立って自己展開していたからである。吉本隆明は彼らのこうした自己展開を、日本の民衆の社会的歴史的な「現実構造と対応させられずに、論理自体のオートマチズムによって自己完結」していたとし、それゆえに「大衆の現実から遊離する」結果になったという²⁷⁾。

しかし事実は彼らが民衆社会の現実的構造から必ずしも全面的に遊離していたと結論付けることはできない。ただ彼らはマルクス主義の階級論的教条に基づいて、民衆の経済的生活、たとえば労働賃金、労働条件、小作料、地代といった経済的階級的な収奪の側面から生じる矛盾と、そうした

側面から立ち現れる政治を「民衆を動員する」形式で組織化することにもっぱら関心を集中させていたのである。その一方で、彼らは民衆社会のもう一つの「社会歴史的」な現実として、明治、大正、昭和へと歴史的進化を遂げた「国家幻想領域」の問題に実践的関心を寄せることがなかった。

佐野、鍋山、平野らのこうしたありようには次の二つの問題が存在している。

第一点は、彼らが例外なく、経済的収奪から生じる矛盾を通して現れる政治を、「民衆動員」の形式で組織化しようとする傾向を抜き難く持った点に関係する。ここでは彼らは決して民衆自身ではなく、いわば民衆は自己と切り離された「動員」の対象であって、みずからは民衆を領導する「前衛」あるいは知識人と意識されていたという点が重要である。

ところで1932年、悪名高いコミンテルンの「32年テーゼ」が突如、「日本天皇制の打倒」を掲げる指令を日本共産党に向けて発した。しかし当時急激に窮乏化の道を歩みつつあった大多数の日本民衆は、その窮乏からの救済を天照大神（太陽神）の末裔としての天皇と、その天皇の威光を掲げて建国された満州国にいよいよ託すようになっていた。それゆえただ一面的に「天皇制の打倒」のみ訴える「32年テーゼ」指令は、必然的に日本共産党を日本民衆から遊離させる効果しか持たなかった。こうして当時の党員マルクス主義者たちは、「勤労大衆の側にみずからの身を置く」という姿勢を追求しながら、実際にはかえってその大衆から遊離し敵対するほかはなかったのである。

結果として、佐野、鍋山、平野らはあくまで日本民衆を領導する「前衛」たろうとする意識を持つ限り、天皇制擁護の側に身を置く転向の道を選択し、天皇制を頂点とする「皇国民族主義」に身をゆだねることとなった。この「皇国民族主義」について平野義太郎は、明治維新以来の「尊皇」愛国を基礎として「皇化の光被する天地の公道に基づきアジアの兄弟諸民族を一大家族に結合して

アジアを保衛することが、皇国の緊切な時務」であると述べている²⁸⁾。

この平野義太郎には明瞭な目的論的価値判断が、現代中国研究者としても「大アジア主義」の実践者としても、十分自覚されていたが、第二の中西功に代表される国際主義的で国境横断的な革命を目指すカテゴリーに入るその他のマルクス主義研究者たちはそうではなかった。

彼らの多くは国策研究機関に研究者として身を置きながらなお、自身の研究については、植民地統治や大陸侵攻の国策に与するものでなく、あくまで「客観的」研究を専らにするものと考えた。その上で「客観的」研究の追求こそが、おのずから日本の大陸侵攻の不合理性と破綻を実証し、ひいては自身の国際主義的な政治理念である国境横断的な革命運動の目的に資するものとなることと見なしたのである²⁹⁾。

ここでの問題は、彼らが革命の実践者としての立場からは目的論的価値判断を持ちつつ、国策研究機関に働く研究員としてはみずからの研究にかなる政治的目的も持ち込んではいないと考えた点にある。つまり第一に、革命家としての自己と研究者としての自己とを截然と分けることができると見なした点。そして第二に、科学研究に革命実践者としての目的論的価値判断を持ち込むことが、研究の「客観性」を損なうとの定見が働いたことが問題なのである。

むろんそこにはマルクス主義者あるいは共産党員として当時の治安維持法下の政治弾圧を避けるため国策研究機関に身を置くという手段を採り、それゆえに研究員としては自身の政治的立場をその研究に持ち込まないという判断が働いていたと見することもできる。

しかし彼らには国境横断的な革命の勝利こそが「歴史の必然」であるとする見方が強固にある一方で、「客観的」な研究こそが歴史法則に適うとする科学主義が働いていた。それゆえ自身の研究の科学的「客観性」を確保すれば、「必然的に」

革命運動に資する研究になると見なしたからこそ、革命家としての自己と研究者としての自己とを截然と区別することができたのである。

事実としては彼らの研究に革命実践者としての目的論的価値判断が避けがたく働いたことは疑う余地がない。ただ彼らはその目的論を方法論にくみ込むことの重要性に無自覚だったと言える。

その場合、前述のようにこの方法的無自覚のゆえに直ちに目的論と因果論の混同が生じるとは限らないものの、混同を起こす可能性が大きくなることは否定できない。つまり情報資料の分析に当って革命の勝利に有利な要因のみを一面的に過大視する傾向が生じやすかったと言うことである。

さらに第二に、研究結果がいかなる政策目的に利用され、かついかなる結果を生むかについて、研究者として結果責任を負う必要性を自覚しないという傾向も生じるようになった。

逆に言えば、かりに日本軍部の国策が目指す目的意識に忠実な研究者がいて、日本軍の中国侵攻の成功勝利を論証するための研究を行った場合に、その研究が必ず「客観性」を欠くものとなるとは限らないということである。事後的に日本軍の敗北が結果されたとしても、なおその研究が「客観性」を欠如させていたとは言えない。問題の鍵をなすのは、ここでも依然、目的論と因果論とを方法的に厳格に区別する自覚的意識が働いていたか否かにこそある。

(2) 戦後、1980年代までの現代中国研究、その外国研究としての方法上の問題と陥穽

戦後日本における外国研究としての現代中国研究は、まず日本国家が戦前戦中のような対外侵略戦争を通じての軍政統治や植民地的経営を行わなくなったことから、第一のケースに見られるような国策的研究がほぼ姿を消した。次いで国際主義的な理念に基づく目的意識から国境を越える研究に従事する第二のケースも、国連や世銀などの国際機関に働く一部の研究者を例外としてほぼ跡を

絶った。とくに世界革命を目的意識的に追求しつつ研究に従事する研究者は、戦後激減した。

これには世界革命組織であったコミンテルンの解散（1943年）、1956年のスターリン批判とコミンフォルムの解散、1970年代末の中国文化大革命の悲惨な実相の暴露、などによって社会主義、共産主義への幻滅が日本社会に拡大したことが大いに影響した。

こうして一部の少数の例外を除いて、戦後、1990年頃の時期まで、中国研究者が研究対象国である中国社会の改革や変革あるいはそのための政策立案などに直接、実践的、主体的にかかわりを持ち得る可能性は、ほとんどなくなったのである³⁰⁾。

この結果、戦後日本の社会科学・人文科学としての現代中国研究の実践的目的は、原理的に日本政府や政界または日本国内の財界、学界その他諸機関および世論の対中認識に影響を及ぼすこと、あるいは外交、経済交流面など（貿易、投資、ODA等を含む）で日本政府、財界の対中政策の立案、実施に目的意識的にかかわりを持つなど、間接的なものにとどまるものが大半を占めることになった³¹⁾。この点は戦後の中国研究以外の他の外国研究にも共通するところである。

文革期の中国礼賛的な中国研究はこの点ではその例外に数えられるかも知れない。確かに中国礼賛派の研究は相当程度に意識的に目的論的価値判断やイデオロギーを研究の中に持ち込むものだった。たとえば中国国内の毛沢東派による文革推進との「国際連帯」を目指そうとする面があったことは否めない。しかしその場合も、その「国際連帯」とは国際主義的理念に基づいて研究対象である中国社会の変革や統治に実践的、政策的にかかわり得るものではなく、戦前に見られた研究とは本質を異にしていた。

その「国際連帯」の実践はあくまで文革の理念をもって日本社会の病弊を批判することを通じて日本の変革を目指し、またそれを通じて中国に対

する日本の関わりのあり様の変革を目指すという、間接的実践に止まるほかないものだった³²⁾。

即ち日本の戦後の歩みについて、中国礼賛派の多くは、対米追従的な日米安保体制下での戦争責任回避に起因する戦後処理の未決着、それゆえの日中両国間の戦争状況の持続（対米追従に起因する日本の対中敵視策と国家関係の断絶）に批判的だった。さらにこの対米追従下に実現した60年代の高度成長がもたらした公害、薬害、医療過誤、教育の荒廃などの負の側面をも強く意識し批判する目的意識と価値判断が働いていた。この結果、戦後日本の歩みと180度対照的な1949年10月の新中国誕生以後の中国の歩みを過度に礼賛することになった。文化大革命への意図的な全面礼賛は、その延長上に生まれたのである。そこには戦後日本の自己批判を通して日本社会を変革し、日中両国の戦後処理を終わらせて関係回復を図ろうとする目的論的判断が働いていた。

方法論的に見て、中国礼賛、毛沢東礼賛、文革礼賛的な中国研究に目的論と因果論の混同による「認識の誤謬」が働いたことは疑う余地がない。戦後日本の変革を通して日中関係の友好回復を願うという目的のために、現代中国の光の部分を通り評価し、逆にその暗部を見ようとしなければ過小評価するという傾向が生じたからである。

ただここでもその研究に戦後日本の歩みに対する自己批判と日本の変革という目的が持ち込まれたこと自体が、「認識の誤謬」に直結したわけではないという点を確認すべきである。この点でたとえば溝口雄三が竹内好の中国論を批判して、「(竹内の中国論はその) 動機や目的を日本の“近代” 批判のなかにおいていた点で、また中国の近代過程の実態に関心が向いていなかった点で、要するに日本論だった」とし、そこに竹内の「誤謬」があったとしているのは、当を得た批判とは言えないのである³³⁾。

竹内自身は文革に直接言及することを意識的に回避したが、にもかかわらず竹内が「方法として

のアジア」と命名してみずから採った方法論は、確かに他の中国礼賛派、文革礼賛派に共通した方法、即ち毛沢東の中国に仮託して戦後日本の「近代化」の歩みを批判する方法にほかならなかった³⁴⁾。

竹内は語る、「(日本人としての) 自分のほうに問題がなくて、ただ(中国に) 行ったって、何も見えるものではない。いかに多くの人が行ったって中国の事情はわからない。……なぜ見えないかという、自分に問題がないからです」(括弧内注釈は加々美)³⁵⁾

溝口の批判するとおり、竹内の現代中国論にも目的論と因果論の混同が一部働いて、中国の近代化過程を過剰評価し美化するところがあったことは否めない。にもかかわらず、外国研究としての現代中国研究が科学的研究にまで高められるには、むしろ自覚的な目的論的価値判断が求められること、そしてその目的論は研究者が研究対象である中国社会の変革を主体的に担えない以上、日本社会の改造・変革を通じて中国社会に対する日本の関わりのあり様を変革する点に置かれるほかないこと、を明らかにした点で竹内の中国論は方法論的に正当な提起をなしたものと評価しなければならない。

かえりみて今日、日本の現代中国研究の大半が、日本社会に対する日本人としての省察を基礎とした日本改造・変革を目的論として持ち得ずにいることは、方法論的に見て重大な欠落を意味している。

むろんここには日本社会に対する日本人としての目的論的価値判断を、研究対象としての中国社会に対する認識にどのように結びつけるのか、という方法的問題がある。この問題の根底にはエドワード・サイードが1978年に提起し批判したオリエンタリズムの問題が深く関係している。ここではとり敢えず方法論的に最低限言っておかねばならない点について以下に述べておくことにする。

(3) オリエンタリズムと研究の「客観性」

サイードが提起したオリエンタリズムの問題は、18世紀末の世界近代史の幕開け以来、オリエント（東洋）のみならずオクシデント（西洋）をも呪縛し続け、今日に至った科学認識の陥穽として学界に大きな衝撃をもたらした³⁶⁾。オリエンタリズムの登場が近代の幕開けとほぼ同時だったことは、科学方法論にとって象徴的な意味を持っている。

既述のように近代科学の成立を契機に研究者が自身の目的論的価値判断にしたがって研究対象を再構成しようとする一方向的（unilateral）な意図を持つに至り、逆に研究対象の側から研究者に向かってなされる働きかけは、科学実験室がそうであるように意識的防壁（shield）によって遮断されるという科学方法論が支配的になるに至った。ここでは明らかに研究者（主体）が研究対象（客体）に対して優越的地位に置かれている。

オリエンタリズムの世界認識は基本的に西洋（オクシデント）を東洋（オリエント）に対して優越的地位に置くが、それは近代科学の世界認識の方法が西洋をして近代科学の主体の地位に置き、東洋を客体の地位に置いた結果と言い得るのである。それゆえここでは当然、西洋世界に「東洋学」という東洋世界それ自体を研究対象とした研究領域が誕生することになった。

むろん事実としては、研究対象（客体としての東洋）の側から研究者（主体としての西洋）に対してなされる意志的働きかけが完全に遮断されうることにはあり得ない。つまり研究者と研究対象の間には、双方向的（bilateral）な意志的働きかけ存在するのが通常であり、とりわけ人文・社会科学においてはそう言い得るからである。オリエンタリズムに即して言えば、確かに西洋は東洋をみずからの目的論的価値判断に基づいて再構成しようとし、その際東洋の側からの西洋に対する働きかけを捨象する傾向を強めた。そこにオリエンタリズムが生まれた根拠もあったのである。

オリエンタリズムの観念の下で、西洋は東洋を植民地として認識し再構成することを通して、西洋としての自己認識（西洋という観念）を確立した。この自己認識には世界を再構成しようとする西洋自身の目的論的価値意識の自覚も含まれる。この意味ではオリエンタリズムにあっても、西洋という観念は東洋の存在が認識されるまでは存在しなかったと言い得るのである。これと全く同様に東洋にとっても東洋としての自己意識（東洋という観念）は西洋の存在が意識されて初めて存在するようになったのである。

オリエンタリズムの問題は、西洋が持つ世界再構成の目的論的価値意識自体にあるのではない。いかなる世界認識も、その人間の置かれた存在の時間的また空間的な制約を蒙って目的論的価値意識（意識の存在被拘束性）を持つのであり、そのこと自体で、その世界認識が「客観性」を欠く根拠とはならないことは既に述べた。認識の「客観性」はあくまで目的論と因果論の混同の克服によってのみ獲得しうるからである。

オリエンタリズムの問題は、その観念の下で主体化した西洋が客体化した東洋に対して優越的地位を保ち、それゆえに事実として存在する東西世界間の双方向的な変容過程を看過する点にこそ見出される。

東洋は西洋の出現によって自己の世界の変容を迫られたが、同時に西洋も東洋の発見によってその世界を変容させたのである。その際当然、東洋の世界認識が変容を蒙っただけでなく、西洋の世界認識も変容を迫られた。この東洋・西洋の「世界と世界認識」の変容は相互間の、機械的には切り離し得ない強固な有機的な結合によって生じた。この有機的な結合の中から、東洋・西洋が相互に分有し合う「共同主観性」とでも呼び得る相互意識作用の持続性が誕生したのである³⁷⁾。

オリエンタリズムの観念に生じたこの「共同主観性」は、当然ある種の差別・抑圧（被差別・被抑圧）を含む意識構造として存在する。西洋と東

洋は始めから西洋、東洋として「先天的」に存在したのではなく、あくまで東西の支配・被支配(侵略・被侵略)の接触を通してこの「共同主観性」の差別的意識構造が成立するとともに西洋、東洋として「後天的」に「作られた」のである。

具体的歴史過程としては、西洋みずからが西洋としての観念を持ちうるようになったのは、あくまで(14世紀のマルコポーロの「東方見聞録」を経て15世紀末から16世紀にかけての大航海時代のコロンブス、バスコ・ダ・ガマ、マゼランらによる)東洋の存在の発見と、その後の植民地経営を通して、東洋から持ち帰られた新奇な諸事物と旅行記のたぐい、さらに主に奴隷交易や移民による労働力としての人間の流入を介してであった。

逆に東洋が東洋としての観念を持ちうるようになったのも、この不幸な東西間の差別抑圧的関係の相互作用を通じてだったのである。

この点は男女間の性差論の中で用いられる「セックスとジェンダー」の概念枠組みと同等の構図から考えると分かりやすい。

ボーボワールは1949年の代表作「第二の性」の中で、「女は女として生まれるのではなく、女として作られる」と述べた³⁸⁾。ここでは生理的、生物学的に「男」と区別される「女」と、この区別に社会的文化的な意味付けを与えることによって他律的に差別されるものとして作られる「女」とが概念的に分けられている。前者の「女」はいわば「セックス」としての「女」であり、後者の「女」はのち1980年代に、I・イリイチなどによって「ジェンダー」として定義されるようになった「女」である³⁹⁾。むろんここでは「男と女」の共同的な相互関係性(共同主観性)が成立することで「ジェンダー」は作られる。即ち「女」だけでなく「男」も、「女」との「対的対的^{ついでき}」な関係意識なしには「男」として存在し得ないのである⁴⁰⁾。

この男女の「対的対的^{ついでき}」な関係意識の中で、「女」

が差別される過程は、ボーボワールによれば「女」が「男」たちから〈他者〉として、客体のように生きることを強いられることによって作り出されるという⁴¹⁾。

決定的なことは「主体」が「客体」に対して意志的に働きかけうる存在なのに比べて、「客体」は「主体」に対して意志的に働きかけることができない、あるいは意志的に働きかけることを許してはならない存在と見なされる点にあり、「主体」化した側の「客体」化された側に対する優越性もまさにこの点に発するのである。

ここで重要な点は、「性」をめぐる「ジェンダー」に発生する男女間の「差別的」な「共同主観性」は、意識の外側から加えられる強制力によって維持・定着するのではなく、むしろこの「差別」を男女間で相互に意識内面において了解しあう(相互了解性)ことによって初めて継続的に維持・定着するという点である。

以上の「ジェンダー」とほぼ同質の構造は、オリエンタリズムの構造にも明瞭に見られると言わねばならない。すなわち西洋・東洋の相互間に存在する「共同主観性」に由来した差別的な意識構造は、単なる政治的・軍事的な強制力によって維持され得たのではなく、むしろ西洋・東洋間の「相互了解性」によってこそ維持されてきたと言うことである。

日本の現代中国学の世界において、以上のようなオリエンタリズムの意識構造は、明治近代以来とくに20世紀以後、今日に至るまで厳然として存在し続けている。

(4) 現代中国学とオリエンタリズム

前述の竹内の「(日本人としての)自分のほうに問題がなくて、ただ(中国に)行ったって、何も見えるものではない」という主張は、実は日中間にこのオリエンタリズムの差別の構造を含む「共同主観性」が存在することを自覚するがために提起されたものと言えた。すなわち竹内の方法

は、いわば「現在の日本の中に現代の中国を見よう」とするものであり、逆に言えば「現代の中国の中に現在の日本を見よう」とするものとも言えたのである。

このように日本をして中国を映す鏡に代え、中国をして日本を映す鏡に代えるという方法が有効に成り立つゆえんは、言うまでもなく日本と中国の相互関係が、いわば「共同主観性」の構造によって成立しているためである。そしてこの「共同主観性」のゆえに、日本と中国の両国の「世界と世界意識」はともに両国の官民の間の相互意志によって変容を迫られてきたのである。たとえば日本の戦後の歩みは中国の戦後の歩みと密接不可分なものとして進行した。現に日本の戦後がアメリカの中国封じ込め政策から多大の恩恵を蒙った事実を否定する者はいないだろう。戦後日本の意志が戦災復興と安全保障の両面でアメリカに追随する道を選んだとすれば、それはまた中華人民共和国との敵対を選ぶ道でもあったのである。それゆえに日本人の中国研究者が日本の戦後の歩みに対するみずからの洞察を欠く場合には、中国の戦後の歩みに対する本質的理解も得ることは難しいということにもなるのである。むしろその逆に中国の戦後の歩みに対する洞察を通して、日本の戦後の歩みに対する本質的理解を求める道も可能になる。

溝口雄三が竹内好を評して、「中国に仮託して実は日本を語ろうとした」と述べる時、この溝口の竹内評は実際には竹内の方法論が、相手の内に自分の姿を映す鏡を見るような「共同主観性」の構造が日中両国間に成立することを踏まえた方法である点を示唆するものでもあったのだ。

問題はこの鏡に映し出される日本像、中国像が「歪み」を持つという点にある。即ち日中両国を相互に結ぶ「共同主観性」の構造の中に、認識の「客観性」を妨げる「歪み」が含まれるのである。「歪み」はまずは日本人の大半が、みずからの戦後の歩みが中国の戦後の歩みと深く結びついてい

る現実を「見ない」か、「見ることができない」ことから生じている。

「歪み」をもたらした要因の第一は、日本人がアジア・アフリカ世界を評価するときの歴史観として、一国の歩みが何よりもまず自国内の諸条件、諸要因によって決定されるといういわば「一国自律発展論」的歴史観に強く傾斜していることを上げうる。この「一国自律発展論」は、その表現からも分かるように、日本と途上諸国との間に現実に存在する「共同主観性」の構造を見ようとしないうちにその特徴がある。

この「一国自律発展論」からは、以下のような日本近代史の評価と途上諸国近代史の評価が現れ易い。すなわち明治維新以後の日本は、一方で日本古来の伝統をよく生かしつつ、西洋近代の文明を自国に取り込む欧化政策に積極的に取り組み、それゆえに近代化に成功した。その意味で日本は近代化に成功する内発的自律的な諸条件たとえば殖産興業や基礎教育の普及に主体的に取り組む意欲、開明的精神というものを備えていた。他方、中国を筆頭とするアジア・アフリカ世界は伝統に固執する余り欧化政策に破綻し、近代化に立ち遅れた。即ち彼らには近代化に求められる内発的、主体的諸条件が欠如していたからである。それゆえにまたアジア・アフリカ世界は西洋列強諸国による植民地支配をこうむらざるを得なかった、等々。

要因の第二は、日本人がこうした一国内の近代化のための内発的自律的な諸条件を一面的に強調する「一国自律発展論」的な史観に立つことによって、日本はみずから歴史の「主体」となり得たと見なす一方、中国を含むアジア・アフリカ世界(東洋)を歴史の「客体」に沈むものと見なす傾向を強めた点を上げうる。

この主体化、客体化の過程は、西洋近代文明を近代化の導き手とする歴史観に立つものであった限り、主体を西洋に、客体を東洋に位置付けるものにならざるを得なかった。この結果、日本人の

中国問題研究者の大半は当然にも自己を主体化してとらえる一方、研究対象としての中国を客体化し、自分を優越的地位に立たせることを疑問の余地なく前提する傾向を強めることになった。

要因の第三として、研究者（主体）が研究対象（客体）に対し優越的地位に立つのは、既述のようにその根本に西洋近代科学の方法論が働くという点が上げられる。その場合、科学実験室がそうであるように研究対象（客体）から研究者（主体）への意志的働きかけは、方法的に研究者の認識から遮断される。かりに完全に遮断し得ない場合もその働きかけは極めて微弱なものとなされ、それゆえその影響を無視し得るとする方法論上の「歪み」が生じる。

以上の方法論上の「歪み」こそ、現代中国学に現れるオリエンタリズムの諸相にほかならない。むしろこのオリエンタリズムは日中両国間の「共同主観性」の「歪み」であるから、主体化された日本人のみがその差別構造の中にあるのではなく、客体化された中国人もまた同じ差別構造の枠内にあると言わねばならない。毛沢東時代の中国が西洋近代に対抗するある種の「反近代」の道を歩もうとしたこと自体、溝口雄三の言うとおりに、このオリエンタリズムの差別構造に中国が絡め採られていたことを意味すると言えらる。このオリエンタリズムに対する呪縛こそ、大躍進や文革など毛沢東の政治実践を破綻させた根本因だった⁴²⁾。

いずれにせよ、日本の戦後の歩みが中国の戦後の歩みと深く結びついてきた現実（共同主観性）を、日本人の大半が「見ない」か、「見ることができない」事態が生じるのは、まさにこの主体と客体の意識的な遮断から生まれたものだったのである。

さらに言えば、日本人の中国学者（主体）が研究対象の中国（客体）に対し優越的地位に立ち、自分の目的論的価値判断に基づいて研究対象の再構成を意図する働きかけを行う一方、研究対象から

研究者に対する逆方向の意志的働きかけを無視する科学方法論では、当然研究者自身の目的論的価値判断に都合良く研究対象を評価する傾向を免れない。その場合は研究者の目的論的価値判断が、研究対象に対する因果分析との混同を引き起こす可能性を高める。それゆえにまた、研究の「客観性」も疑われることになるのである。既述のように社会・人文科学では研究対象から研究者への意志的働きかけを遮断することはできず、研究者と研究対象の間の「共同主観」的な存在状況は常に双方向の働きかけで流動変化し続ける。こうして目的意志に関して研究対象に対する研究者の優越的地位を前提する方法論に依拠する限り、上述の主客間の「共同主観的」な双方向からの状況変化は看過される結果になるのである。

(5) 1990年代の現代中国研究の方法的問題

1976年9月中国の最高指導者の毛沢東が死去し、次いでその直後の10月、文化大革命末期に権力を欲しいままにした毛夫人の江青女史らいわゆる「四人組」が失脚するや、文化大革命の陰惨な実態が次々に暴露されるようになった。その結果、日本の中国学界の中でそれまで文化大革命と毛沢東を全面的に礼賛してきた親中国派の学者の研究が、事実を歪曲した誤ったものとして一斉批判の砲火を浴びるに至った。

その際、方法論的に十分自覚されたものではなかったが、親中国派の文革礼賛的な研究が誤りを犯したのは、その研究に意図的な政治的目的による価値判断が加わったためとする見方が支配的となった。このためその後の現代中国研究の主流は、目的論的価値判断を排して信頼性の高い情報資料を可能な限り多く集積し、その上でこれに「客観的」分析を加えることをもって正しい研究方法と見なす傾向を強めたのである⁴³⁾。

問題は1990年代に日中両国の学者の学術交流が活発化し、日本の中国研究者の一部に中国の政策立案や社会改革に実践的にかかわる指向を生み

出したところにある。このような社会改革の実践にかかわる研究は、当然そこに目的論的価値判断を含むことになる。しかし90年代の日本の中国研究は、文革終焉期の中国礼賛論に対する批判を展開する中で、既に目的論的価値判断を研究から排しなければならないとする抜き難い定見を持つようになっていた。こうした状況下には、現実には当時の中国研究が目的論的価値判断を含む研究であったにせよ、自身の目的論に自覚的になり得るはずはなく、まして方法論的に目的論と因果論の混同を克服する保障は全くなかったのである。

さらに問題なのは、90年代以後の日中間学術交流の活発化は、日本の学界の主導によって実現したものでなく、むしろそれに先行する米中間の学術交流の進展に刺激されて、他律的に生じた側面が強かったという点にある。

米中間の学術交流の進展は以下の二つの状況変化を契機にもたらされた。

第一には、改革開放後80年代に本格化した中国大陸からのアメリカ留学の成果が約10年の時間を経過して結実し始め、優れた在米中国籍研究者を登場させ、米国の中国学界との交流を活発化させ始めたこと⁴⁴⁾。

第二には、1989年6月の天安門事件後、相当数の中国の学者・研究者が難を逃れてアメリカに渡るとともに、米国の中国学界とこの亡命中国人学者の交流が活発化し、やがて中国政府の諸政策に対する批判的分析を展開するようになったこと⁴⁵⁾。

この二つの変化に即応して、中国政府は1990年代以後、積極的に米国の中国学者を中国に招聘し、米中学術交流を本格化させるようになったのである。

日本の中国研究者の一部、とくに元来、米国の中国研究学界とつながりが深い研究者は、こうした米中間学術交流の活発化に刺激されて、日米中の三極交流を軸とした対中学術交流に積極的に取り組むようになり、やがて学界をリードするよう

になった⁴⁶⁾。

こうした日中間の学術交流の高まりの他律性は、そこに生じた中国社会の改革にかかわる実務実践性に対して、既述の目的論的価値判断に対する無自覚とあいまって、90年代日本の中国研究の方法論的な混乱と誤りを結果していると言わざるを得ない。

問題は、90年代以後の現代中国研究が目的論的に相当程度に中国社会の改革にかかわるようになったと言っても、依然それが外国研究である限り主には中国社会の改革は中国人自身が担い手であり、日本人研究者はあくまでその助言者、支援者に止まるという事実にある。その限りで日本の現代中国研究は今日もなお、その主要な目的は90年代前の研究と同様に、日本社会各界の対中政策、対中観に影響を及ぼす点に置かれている。むろんこの点に関しても方法的な自覚は見られないことが問題なのである。

まず最初に、現代中国研究が外国研究であるという点の方法的な自覚が不足している点から取り上げよう。これを社会科学、人文科学分野に属する日本政治論、日本経済論、日本近現代史などの本国研究の場合と比較して見るとよい。本国研究にあっては、研究者がその研究によってその研究対象でもある日本国内の政府、財界、学界、世論（以下、日本社会各界と総称）などに影響を与え、政策の立案や是正さらにその実施にかかわる場合も少なくなく、優れた研究者ほどそうした現実的目的を自覚的に抱いて研究を遂行している。

ところでその場合、研究目的とその成果の是非は研究対象となっている当の日本社会各界からの直接の反応（リアクション、賛意または批判）による検証に晒されるのが通例だ。なぜならその種の日本研究がもたらす結果によって、利害得失を直接にこうむる当事者の立場にあるのが、研究対象となっている日本社会そのものだからである。ここには傾向として、研究者（主体）と研究対象（客体）の間に成立する既述の「共同主観性」が

十分自覚されやすい条件が備わっている。

こうして本国研究としての日本研究では、研究目的が研究対象と直結（リンク）しているという事情から、研究対象である日本社会各界は研究者に対し、常に一定の「情報開示」と「説明責任＝アカウンタビリティ」を求める可能性を持っている。とりわけ研究上の必要から研究者に情報や資料を提供し協力を行った研究対象者は、研究内容に関し①研究目的、②研究に用いられた資料情報、③採用した研究方法、④もたらされた研究成果、⑤研究成果がどのように社会的に公表、利用されるかのほぼ5点に関して、「情報開示」と「説明責任」を求める、より強い社会的要求を示す場合が多い。さらにその場合、研究者は研究対象者に対して、この「開示」と「説明」を一方的に行うのではなく、「対話」の形式で行うことを求められる。

他方、外国研究としての現代中国研究の現状は、明らかに研究対象としての中国社会各界からも、また研究目的にかかわる日本社会各界からも、この「情報開示」「説明責任＝アカウンタビリティ」「対話」が求められる度合いが、本国研究の日本研究より遥かに微弱にしか生じない。

その理由は、中国社会にとって日本人の研究はあくまで助言に止まるものであり、直接にはその研究成果によって利害得失をこうむる度合いが低いということ。第二に日本社会にとってもその研究成果は対中政策や対中事業にかかわるとはいえ、日本社会がこうむる利害得失はやはり間接的なものにとどまること、などによる。

この結果、日本における中国研究は「情報開示」「アカウンタビリティ」「対話」の三つの手続きを持つ方法上の重要度について自覚を欠くことになりがちである。

なぜ現代中国研究にその種的方法的な無自覚が生じるのかと言えば、繰り返して言えば、根本的には現代中国研究にあっては、研究目的と研究対象の関係が本国研究である日本研究の場合のように直結（リンク）せず、むしろ乖離する傾向を帯

びているからにほかならない。

外国研究としての現代中国研究の成果は通例少数の例外を除いて日本語で執筆され、かつ日本の学界やメディアで公表される場合が圧倒的に多く、それゆえその成果の利用も、日本社会各界が自身の対中政策や対中事業に利用する立場にある。にもかかわらず、その日本社会自体は原則的に中国研究の直接の対象ではあり得ない⁴⁷⁾。

この点にこそ現代中国研究の最大の陥穽が存在する。以下、中国研究の具体的問題を論じる前に、もう少し方法上の原理的問題を整理しておこう。

(6) 「情報開示」「アカウンタビリティ」「対話」の手続きの科学方法論上の意義

実は研究対象者による「情報開示」「アカウンタビリティ」「対話」の社会的要請は、社会科学や人文科学の分野に先行して医療・医学の世界でまずなされるようになっていた。1964年世界医師会のヘルシンキ宣言が初めて提唱し、日本でも90年代以後定着し始めた「インフォームド・コンセント」がそれである。

医学研究者と医療従事者は、常に一次的な情報資料提供者である患者に対し「情報開示」と「説明責任＝アカウンタビリティ」を基本とする「同意＝コンセント」を得ることを求められている。それが医学と医療の妥当性を検証する「手続き」にもなっているのである⁴⁸⁾。

今日では、これと同様の「検証手続き」が他の自然科学、社会科学、人文科学の各分野にも方法論的に求められるようになってきた⁴⁹⁾。

つまり研究者が研究対象者あるいは対象社会に対し、「情報開示」「アカウンタビリティ」「対話」の三つの原則を遵守する「検証手続き」にほかならない。

開示される情報資料は、必ずしも研究対象者にとって歓迎し得るものばかりとは限らず、当然歓迎されざる情報資料も含まれる可能性があり、またそうであるがゆえにむしろ「アカウンタビリティ」

と「対話」の手続きが不可欠になるのである。

さらにいっそう重要なのは、この「検証手続き」が、研究者の目的論的価値判断と因果論的価値判断の混同を克服する上で有効な方法の一つになるという点である。

医療・医学のケースに即して言えば、医師は元来、患者に対する診療検査を通じて一次情報資料を得たのち、それに基づいて診断（因果論的判断）を下し治療方針を決め患者の身体に治療の手を加える。他方医療・医学の対象である患者自身も元来、病気の治癒を願う目的を持つ意志的存在であることを忘れてはならない。重大なことは、患者の身体的個性のバラツキが無限大と言えるほどに大きく、このバラツキのゆえに病状の進行にも緩慢な症例から急変する症例まで大きな差が現れるという点にある。つまり医師は治療の全過程を通じて、本来、特定の治療術が患者の身体的個性を媒介として病状にもたらす不確定な変化、すなわち病状の「揺らぎ＝不確定性」に常に目を配り、診断と治療方針を不断に再検討する必要に迫られる。

患者の揺れ動く病状の変化は、まずは患者の治癒を願う目的意志から、患者自身によって直感的に察知されることが多い。そして医師の診断や治療術に対する患者のリアクション（疑問や信頼）もこの病状変化の如何に左右される。しかし従来は、診断や治療術に対する患者側のリアクション、とくに不安や疑問などマイナス・リアクションに関しては、医師の患者に対する優越的地位によって医師側がこれを無視し得る遮断性が働いてきた。この遮断性が働く限り、医師は自身の診断と治療術が、患者にどんな病状変化をもたらしているかを、患者の直接のリアクションによっては知り得ない。このためやはり医師側からの一方的な働きかけである「検査」にのみ頼って診断と治療術の有効性が測られる結果になる。実際の病状の揺らぎは、加療対象となっている部位とは離れた部位に突如移動したり、急激な合併症の発生など

を含み、病理「検査」のみでは「揺らぎ」の詳細は適時に補足し得ない場合が圧倒的に多い。それゆえ病状の「揺らぎ」は医師が診断と治療術の妥当性について常に患者との対話を欠かさず、患者の医師に対する躊躇ない自由かつ対等の発言を認めることによってこそ、早期の発見を可能にするのである。

医療過誤の大半は、患者に対する一方的な病理「検査」によって得た一次情報資料（診療検査結果）を基にした診断と治療方針が、一人ひとりの医師の個人的裁量に任されていることから発している⁵⁰⁾。

たとえば、近年発生した医療過誤のケースで、抗癌剤の投与を週1回にすべきところを、1週間連日投与して、患者を死なせたケースがあった。このケースでは医師の技術的未熟も要因の一つだったが、それ以上に治療術としての抗癌剤投与に関して、医師が診療検査結果と診断内容、治療方針について患者に対する「情報開示」「説明責任」「対話」の「検証手続き」を誠実に踏んでいれば、過誤を早期に発見修正した可能性が高い。「検証手続き」を通して、たとえば医師は抗癌剤投与量について事前に患者に合理的な「説明」を行う必要がある、その際過誤が発見され得るからである。こうして医師の個人的裁量が再検証される確率が高まり、新たな治療術を採用し直すなど診断、治療方針を改める柔軟性が開けただろう。

むろん抗癌剤投与後も、患者との「対話」を欠かしていなければ、病状の変化（揺らぎ）に応じて治療術（抗癌剤投与量）が再検証されることで、過誤はより確実かつ早期に発見修正され得たはずである。この「検証手続き」の過程で患者には主治医以外の他の医師からの「セカンド・オピニオン」を求めることが権利として認められていれば、過誤を発見修正する可能性はいっそう高まったはずである。

このほか、医療過誤はしばしば医師が特定の診断、治療術に関する自身の経験不足を補うため臨

床を重ねたいとする主観的願望（目的）や、または開発されて間もない新薬や新治療術を臨床的に試みたいという願望を持つことから生じる場合がある。その際、医師は診察検査資料をその目的願望にそって判断し、診断（因果論分析）と治療方針を決定する偏向に陥り易く、それが医療過誤を誘発する可能性を高める。これこそが医療医学における典型的な目的論と因果論の混同による錯誤にほかならない。

この場合にも医師の患者に対する「情報開示」「アカウンタビリティ」「対話」の三つの「検証手続き」が実行され、必要な場合に「セカンド・オピニオン」が求められ得るならば、過誤を免れるか最小限に押さえる可能性が飛躍的に高まる。

このように医学・医療に限らず、人間を対象とする諸科学の場合、研究者と研究対象間に働く相互的な目的追求作用による状況の「不確定性」が普遍的に見られる。即ち研究者・研究対象相互間の「共同主観性」が、状況の「不確定性」をもたらすということである。

「情報開示」「アカウンタビリティ」「対話」による「検証手続き」こそ、この相互「共同主観性」の「不確定性＝揺らぎ」から生じる研究者の判断の過誤を克服し、「認識の客観性」を高める有効な「方法」と言えるのである。

(7) 発展途上諸国研究の別名、「地域研究」の方法的問題

前述のように近年の日本の現代中国の研究は、日中間の学術交流を通じて実践性を高めた結果、一部は助言の形で中国当局の政策立案にかかわるほか、日本の政官財各界の対中政策の立案、修正、実施にかかわるなどの現実的目的を持つ場合が多く見られるようになった。

現実的目的を持つということは、研究対象である現代中国からフィールドワーク（調査）、インタビュー、文献収集などを通じて得た情報資料を基に、中国の現状について診断（因果論分析）を

下し、その上で中国の政策当局に対する助言あるいは日本社会各界に対して政策上の具体的処方箋（医学の治療術にあたる）を提示することを意味する。

研究者にとっての学術上の研究成果は具体的形式としては、中国の現状に関する診断と政策（治療術、処方箋）の二種類の報告形式をとることになる。

とすれば研究上の錯誤を防ぐための「検証手続き」である前述の「情報開示」「アカウンタビリティ」「対話」は、本来ならば研究対象であり診断対象でもある中国社会各界に向けてと、対中政策の治療術、処方箋の受け取り手である日本社会各界に向けての、双方に対してなされねばならないはずだ。なぜなら、日中両社会ともがその研究成果の如何によって当然、利害をこうむる立場にあるからである。

実際には現代中国学の世界では、研究の診断対象である中国社会各界に対しては「検証手続き」が決定的なほど軽視され、ほとんど履行されていない。「検証手続き」はもっぱら日本の学界内部に対してと、対中策の処方箋の提示先である日本社会各界に対して部分的に履行されているのが実状だ。90年代以後の日中交流協力による実務性の高い研究の場合も、中国当局の改革政策に対して助言を行う働きを持ちながら、依然研究対象としての中国社会に対して「検証手続き」を採るという積極的姿勢は見られない。

こうした弊害は、現代中国研究に限らず、発展途上諸国を対象とした外国研究に広く見られる。日本の学界では発展途上諸国外国研究を、一般に「外国研究」と呼ばず、「地域研究」(Regional Studies)と呼称している⁵¹⁾。この呼称は第二次世界大戦後まもなく、アメリカのハーバード大学においてJ・K・フェアバンク (Fairbank) とドン・マッケイ (Don Mckey) らが「国際・地域研究専門委員会」(Faculty Committee on International and Regional Studies)を組織し、「地域研究」と呼ば

れる研究分野を創設したことに始まる。日本の学界の呼称はこれを踏襲したものに過ぎない⁵²⁾。

即ち研究対象の外国社会に対して、採るべき「検証手続き」を採る必要を自覚しない弊害は、「地域研究」の場合に限られるわけである。

「地域研究」の範疇は発展途上諸国研究にのみ適用され、同じ外国研究であっても欧米先進諸国を対象とする研究は、「地域研究」の範疇に入らない。つまり欧米先進諸国研究では「地域研究」の場合と比べ相対的にはあるが、研究対象である当該国に対し「検証手続き」が採られる場合が少なくないということである。

もっとも日本の学界では明治近代化以後、昭和期を通じ長きにわたって、「横のものを縦にする」（横文字文献を日本語の縦文字に翻訳する）だけで学術的成果として認められる状況が続いた。つまり欧米先進諸国の学界の研究成果を翻訳したうえ事実上の剽窃^{ひようせつ}を行って、あたかも自身のオリジナルな研究成果であるかのように公表することがまかり通ってきたのである。そうした状況は、日本と欧米先進諸国の学術交流が今ほどに緊密なものでなかった時代の産物だった。つまり欧米諸国の学界にどのような既存研究成果が存在するかを、日本の学界を始め社会各界がなお知らない状況にあり、そのことが「横のものを縦にする」だけの研究を横行させる事態を生んでいたわけである。

こうした状況下では欧米諸国を対象とした日本人の「外国研究」が、自身の研究成果について、欧米諸国に向けた「情報開示」「アカンタビリティ」「対話」の「検証手続き」を採ることはむろんあり得なかった。

しかし戦後、1960年代半ば以後のフルブライト留学生の量的増大と、資本自由化に伴う人的な国際移動の高まりの中で、欧米諸国との学術面の人的交流も急速に活発化したことで、上述の状況は大幅に改善された。即ち欧米学界の既存の学術成果は、ほぼ今日日本の関係学界に広く知られる

ようになり、またそれに相応して日本の学界の研究成果も欧米学界に知られることが多くなったため、「横のものを縦にする」だけの剽窃的な研究は徐々に通用しなくなってきた。と同時に日本人の欧米研究は、研究対象の当該国に対する「検証手続き」を当然求められるようになってきたのである。この点は日米間の学術交流に関してとくに言い得る状況にある。

かえりみて、発展途上諸国を対象とした「地域研究」の場合、研究対象国の学界の既存研究成果が日本の学界や社会各界に今なおほとんど知られていない場合が多く、そのため実際にはかつての欧米研究がそうであったような「横のものを縦にする」（中国研究の場合は漢語を日本語に翻訳する）たぐいの研究が横行するのを許す結果になっている。現代中国研究もむろん例外ではない。ただし同じ「横のものを縦にする」だけの研究とは言っても、1950年代までの欧米研究における弊害と、「地域研究」分野の弊害とは本質を異にしている。即ち、50年代欧米研究では、欧米の学術レベルが日本より高いことを前提にしているのに対し、「地域研究」では途上諸国の学問レベルを日本より低いと見なした上で剽窃的研究が横行しているのである。

(8) 日中両国間の教育・研究交流が抱える歪み ——学問教育世界の階層性

今日これほどまでに人的国際交流が隆盛になり、それゆえに欧米研究とくに日米間の研究交流では「横のものを縦にする」剽窃的研究が存在の余地をほぼ失ったにもかかわらず、「地域研究」の領域に剽窃的研究がなお存在する余地を残している理由の一つは、日本を含む先進諸国の研究者が途上諸国の学術レベルを低く見て、そこに「学ぶに足るもの」を認めない偏向を持つ点に由来すると、私は考えている。即ち途上諸国の学者の研究を、自身の研究と同レベルのものと見ないがゆえに、情報資料レベルの研究素材として扱う姿勢

が強く、したがって場合によっては無自覚にこれを「剽窃」してしまうのである。この点は日本と途上諸国との間で行われる留学の実情にも色濃く反映されている。

中国を含めて途上諸国から日本に学問取得、学位取得の目的で来日する留学生は近年、多数に上っているにもかかわらず、逆に日本から途上諸国へ学問取得、学位取得を目的に留学する学生は極端に少数に限られている⁵³⁾。つまり今日どれほど日本と途上諸国の間で人的、物的国際交流が隆盛を極めていようと、学問留学に限って言えば、日本と途上諸国との関係は一方通行的 (unilateral) 性格を一步も越えていないのである。

同様の状況は、当然、学術研究交流にも反映されている。1980年代以後とりわけ90年代に入って、各分野の日本人学者が多数、中国の大学あるいは研究機関に赴き、日本研究 (日本学) を専門とする学生・研究者向けに日本の経済、政治、文化等に関する講座、あるいは社会科学、人文科学、自然科学の諸理論に関する講座などを開講し研究交流に従事してきた。80年代初頭、中国にまだ日本学を専門とする学生・研究者が十分育っていない時期には、これらの講座は通訳付きで行われることが多かったが、80年代末以後になると、短期・長期の滞在交流を問わず、ほとんど通訳なしの日本語で行われるようになった⁵⁴⁾。

その逆に、中国人学者が日本の大学や研究機関に招聘されて中国研究を専門とする学生・研究者向けに講座を開講する場合、80年代から現在に至るまで通訳付きか日本語での講義が要求されるのを常としてきた。とくに1年以上の中長期滞在による講座開講を前提とした交流の場合には、招聘中国人学者が日本語を使用できることが必須の条件とされ、日本語ができない学者は歓迎されない状況にある。

こうした状況は、実は日本の現代中国研究の質的水準をよく物語るものと言える。日本の現代中国研究は、そのディシプリン (学問的ツールや理

論・分析の枠組) については、中国の学問世界との交流を通じて相互に影響し合うことを一切期待しないという抜き難い偏向を持っている。たとえば日本人の中国問題専門家にとっては、現代中国の諸問題に関する中国人学者の学問的分析や見解までが、他のもろもろの中国情報と同様、中国の実状を知るうえでの単なる研究上の資料・材料以上の意味を持つことはない。そこに学問的・理論的価値を見出すことはまずないと言ってよい。日本の現代中国研究の実情は、ディシプリンについて日本の学界内の討論以上にむしろアメリカの学界の議論から多くを吸収しようとする姿勢が強い。しかもそれは日米両学界が相互対等の双方向の関係に基づいて学問的に影響し合う交流を通じ吸収されるのではなく、アメリカの学界のディシプリンを巡る論議からの影響を日本の研究者が一方的に受けるという、ほぼ一方通行的 (unilateral) な性格が強いと言わざるを得ない。ここには学問的ディシプリンのレベル評価に関して、アメリカの学界を頂点に置いて、その下に日本と西欧諸国、そしてそのさらに下に中国を含む発展途上諸国の学界を置くという、ピラミッド型の階層性 (hierarchy) が働いているのである。

今日、日本の中国問題専攻の学生や研究者の多くは経済貿易面を中心とした実務レベルの日中相互交流の隆盛を反映して、日常会話としての中国語に関しては相当程度に熟達するようになった。しかし学問レベルの対話や討論に必要な質的レベルの高い中国語となると、その能力は依然極めて貧しい状況にある。招聘を受けて来日する中国人学者に日本語や英語の能力が欠けていると、日本の大学や研究機関が長期滞在を前提とした交流を受け入れ得ない場合が圧倒的に多くなる理由も、すべてこうした状況に由来する。そこには明らかに、中国の学界に学問的に「学ぶに足るもの」「理論に値するもの」があると見なさない、それゆえに学問上の相互対話に必要な中国語のアカデミック・レベルの語学力の練磨を軽視

するという、日本の学界の牢固とした対中評価が影響しているのである。

こうした結果、「地域研究」の一分野としての現代中国研究は、中国現地での社会調査 (fieldwork) やインタビューなどを通じて研究上の情報資料など、研究素材の収集には積極的な反面、中国の学界における中国人研究者の研究成果に対して十分な学術交流上の配慮を払わないあやまてる傾向を持ってきた⁵⁵⁾。この点にこそ現代中国研究が、自身の研究成果について、採るべき「検証手続き」を中国社会に向けて採ることを軽視する理由の一つもあったのだ。

むしろこうした傾向を日本の現代中国研究の全歴史に当てはまると見なすことには反論もある。即ち文革期までの日本の中国礼賛的研究は、むしろ毛沢東指導下の中国に「学ぶに足るもの」があると見なしたと考えられるからだ⁵⁶⁾。

だが礼賛的研究が毛沢東時代の中国に真に「学ぶに足るもの」があると見なしていたとすれば、当然その当時、日本の青年学生の中国の大学あるいは大学院への「学問留学」が活発化したはずである。事実上、戦後、文革期を含め今日に至るまで、日本人学生の中国への「学問留学」は極めて少数で、ほとんどが「語学留学」に止まっているのである。

これと対比して戦後の日本人学生の米国留学について言えば、「フルブライト奨学金」の支援もあって、今日に至るまで「学問留学」が圧倒的に支配的で、留学の目的を学位の取得に置く場合が大半を占めている。

このことは文革当時の中国礼賛的研究ですら、学問学術レベルで中国の学問レベルを高いとは見なしていなかったことを示している。当時中国に「学ぶに足るもの」を見る評価があったにせよ、学問学術とは異なる政治倫理思想の実践運動レベルにこそ中国の価値を見ていたに過ぎなかったのである。

たとえば文革当時、中国礼賛派として知られた

菅沼正久や山内一男ら経済学者の著作は、マルクス経済学の「商品＝価値関係」や「労働価値説」をめぐって、中国批判の立場に立つマルクス学者、岡稔や副島種典との理論闘争を意識した相当程度に精密な論争を展開していた。しかしこの論争の中で中国国内の論議はあくまで学問上のディシプリンとしてではなく、論争のための素材として扱われる傾向が顕著だった。中国のマルクス主義者との相互対等の理論論争に期待するところは全くなかったのである⁵⁷⁾。そこにはマルクス経済学の理論水準に関して、日本に比べ中国の水準を低く見る定見がやはり強く働いていたと見なくてはならない。

(9) 日本における現代中国研究の「歪み」

こうした現状が日本の現代中国研究にいかなる「歪み」をもたらしているかは想像に難くない。以下、3点にわたってこの歪みについて考えてみよう。

問題の第一は、まずここで日本人研究者が下す中国の現状に関する診断 (因果論分析) は、原則的に中国の現状に直接、治療の手を加えることを目的とするものでないということ。その診断から下される処方箋は、一部、中国政策当局者に対する助言の形式を採る場合もあるが、大部分はあくまで日本社会各界の対中政策、対中交流に治療 (新政策の立案、従来の政策の修正など) の手を加えることを目的としたものだという点にある。

問題の第二は、一部の例外を除いて中国研究者の大半が上記のような現実的目的に自身の研究が関係していることに十分な方法的自覚を持ち得ない点にある。それゆえ現代中国研究の目的とその成果に直接かかわる利害関係者である日本社会の各界に対して、研究者が採るべき前述の「情報開示」「説明責任」「対話」の「検証手続き」についても、その方法的な必要性が十分自覚されているとは言えない状況にある。

こうした方法論上の無自覚が生じる背景として

は、まずは日本人の現代中国研究の目的・成果に利害関係を持つ日本社会各界が、研究者との「対話」を通じた「情報開示」や「アカンタビリティ」によって当該の研究を「検証」する能力も、また「検証手続き」自体を求める内的要求も十分に持たないという点を指摘し得る⁵⁸⁾。日本社会各界にとって現代中国研究が自己の利害に関係するとは言っても、その研究内容は自身が熟知している日本社会自体をテーマにした研究でないこと。即ち日本社会各界の対中認識は自身の日中交流に限定された個別的、局部（ミクロ）的なものにならざるを得ず、マクロ・レベルの認識に不足する。それゆえ彼らの求める現代中国研究は、マクロ的視点とミクロ的視点を結びつけ得る専門的分析にほかならない。

しかし日本社会各界には当該のそうした専門研究の可否の「検証」を求める要請も、また実際「検証」し得るに足る能力も十分には持ち得ない。したがってまた、たとえ日本社会各界から日本人研究者の中国研究に対する反応（批判や賛意）が示されることがあったにせよ、その内容は恣意性の高い個別局部的観点からする主観的なものとならざるを得ず、到底「検証手続き」の名に値するものとはならないのである。

問題の第三は、研究者の主観的意図がいかにかに中国の現状に直接、治療の手を加える点にないにせよ、現実とその研究成果は日中関係に影響を与えるのみでなく、間接的に中国の対日政策の変化を引き起こし、ひいては中国の内政にまで影響を及ぼし得るといふ事実が方法的に十分自覚されていない点にある。このため日本人の中国研究者は研究対象の中国社会に対して、採るべき「情報開示」「説明責任」「対話」の「検証手続き」を当然にも採る姿勢を持たないのである。

かえりみて研究の目的論に関連して再確認しておけば、現代中国研究の対象はあくまで研究上必要とされる一次的資料情報を提供する外国社会としての中国社会である。ところでその中国社会は

日本人の中国研究の成果によって間接的にはあるが利害得失を被る可能性が高い。具体的には日本人の中国研究は日本社会各界の対中認識を左右し、またそれによって日中関係を左右し、ひいては中国の外交と内政に影響を及ぼす可能性を持っている。こうした事情があるにもかかわらず、中国社会は日本人の中国研究の成果を直接に利用し得る立場にはない。

つまり研究対象である中国社会は、日本人の現代中国研究にとって基本的に目的論（研究目的）を形成し得ない。そしてまた直接の反応（賛意または批判の表明）によって当該研究の内容（具体的には研究目的、研究に用いた情報資料、研究方法、研究成果、成果の公表・利用の形態）について、その可否を検証に晒すことがほぼできない状況にある。つまり研究対象であり研究成果の利害関係者である当事者が、その研究に対する十分な発言権を奪われている状況がここには存在する。

こうした事実があるにもかかわらず、近代科学の本性として現代中国研究も、元来は研究対象である中国社会（政治、経済、文化等）に再構成（治療術）の手を加えようとする意図を、自覚的にか無自覚的にか抱えている。日本人の現代中国研究の大部分が中国の現状を批判的に論じているのもこのためにほかならない。

こうして現代中国の研究者は以下のような方法論的欠落を抱えることになる。

第一に、日本人研究者は研究対象である中国の現状を政策意図をもって変え得るだけの主体的条件を欠く。にもかかわらず、研究対象に再構成の手を加えようとする近代科学方法論の本性から、その因果論分析はあたかも自身にそのための主体的条件が備わっているかのごとく、「主体を擬制化」して対象の中国を再構成し得るかのような「言説（ディスクール）」をもって展開される。

第二に、日本人研究者の大半は研究対象（客体）に対する自身の主体のこの「擬制」性に十分な自覚を持つことができない。とりわけ自身の研究に

不可避に目的論的価値判断がともなうことを認めず、価値判断を越えることこそ研究の「客観性」を確保する方法だと考える研究者の場合は、自身の主体のこの「擬制」性を自覚し得ない程度がいつそう著しくなる。

第三に、主体の「擬制」性に対する無自覚の裏返しの反映として、自身の研究の「真の」主体的条件がむしろ日本社会各界の対中政策、対中交流の状況を変え得る点にあることを方法論的に自覚し得ない。さらにそれゆえ「真の」主体的条件を通じて間接的に中国の対中、対外政策に影響を及ぼし得ることも自覚し得ない。

第四に、研究者の自身の主体的条件に対する以上の方法論的無自覚のゆえに、自身の研究の目的から展開される因果分析がいかなる世界に対していかなる利害関係を有するかも当然自覚し得ない。それゆえ自身の研究に不可避に伴う目的論的価値判断についても方法的な自覚を持ち得ず、自己責任を十分に自覚しまつとうすることができない。

このような研究者は、自身が結局いかなる対象に対し「情報公開」「説明責任」「対話」の「検証手続き」を採るべきかも、方法論的に知り得ない結果にさえなるのである。

注

- 1) 毛里和子『現代中国政治』1993年、名古屋大学出版、の「序章」の書き出しは、「中国はしばしば観察者をうらぎる」の小見出しから出発し、事実認識と未来予測の誤謬がなぜ生じるのかから議論を起している。同様に天児慧『中国——溶変する社会主義大国』1992年、東京大学出版会、も冒頭で、「わが国の中国研究はなぜかくも一貫してその時の中国の“現実”に翻弄され続けてきたのか」と述べ、そこから研究方法論を論じることから始めている。
- 2) たとえば船橋洋一『内部』朝日新聞出版社。
- 3) 丸山真男『増補版・現代政治の思想と行動』1964年、未来社。
- 4) 丸山政治学を、「大衆」を仮構のイメージとしてしかとらえ得なかったものとして批判したのは吉本隆明である。「丸山真男論」『吉本隆明全著作集12』勁草書房、昭和44年10月。
- 5) ここで用いられる「世界観」とは、世界認識に際して認識を規定する価値判断の体系あるいはイデオロギーの体系をいう。
- 6) レヴィ=ストロース著、室淳介訳『悲しき南回帰線』上・下、講談社文庫、1985年11月。
- 7) Thomas S. Kuhn, *The Structure of Scientific Revolutions*, University of Chicago Press, 1962. 2nd Enlarged Edition, 1970. トーマス・クーン著、中山茂訳『科学革命の構造』みすず書房、1971年3月。
- 8) 渡辺正雄はこのクーンと同様のことを、プトレマイオスの天動説からコペルニクスの地動説への転換に例をとって、「コペルニクスが太陽中心説を提唱したのは、観測の量が増えたとか質が向上したとかいうことによるものでは全くない」と述べたうえ、バターフィールドの言葉を引用して「コペルニクスは、従来からの同じ観測データを、a new thinking cap (新しい思考の帽子)をかぶって見たからこそ、それを全く別のものとして見ることができた」としている。H・バターフィールド著『近代科学の誕生』講談社学術文庫。
- 9) プラトン『国家』岩波文庫。プラトンは国家の健全と病いについて、「(国家の)健康は体の各部分が自然の秩序と支配に従っている状態から生じ、病いは物事のありようが自然の秩序に逆った状態から生み出される」と述べ、その国家論が自然中心主義に基づくことを明言している。
- 10) 聖アウグスティヌスの護教論『神の国』こそ天上のユートピアを地上に実現しようとする最初の試みにほかならなかった。マンフォード著、月森左知訳『ユートピアの思想史的省察』新評論、1997年6月、93～95頁。
- 11) 高坂正顕「現代の精神史的意義」(同著『歴史哲学と政治哲学』弘文堂教養文庫、1939年)は既に戦前期に後述する近代超克論との関連で、この中世ヨーロッパの自己矛盾を鋭く指摘していた。廣松渉『〈近代の超克〉論』講談社学術文庫、1989年11月、37～39頁。
- 12) 下村寅太郎「近代の超克の方向」(日本科学史学会編『日本科学技術史体系』6 思想、第一法規出版社、1968年12月)。この叙述も前注記の高坂論文と同様、戦前期の近代超克論との関連で登場したものである。廣松渉、前掲書、42頁。
- 13) 森永晴彦「日本人にも科学ができるのか?」(『自然』1976年1月号)。森永氏は近代自然科学者となる条件を次のように述べている。「自然に親しみ自然の一部になることと、自然科学者になることが決して同じでない……。むしろ自然科学者に必要なのは自然を外か

- ら見る精神で、むしろ智に対する主観的情熱ではないかと思われる」。同様の観点は渡部正雄『文化としての近代科学』講談社学術文庫、2000年1月。
- 14) 中岡哲郎『工場の哲学——組織と人間』平凡社、1971年。
- 15) 富永健一『人類の知的遺産79・現代の社会学者』講談社、昭和59年11月、5～14頁。
- 16) この限りで、その本性上「観察学(ウォッチング)」は、対象を人為的に再構成しようとする近代科学の範疇には入らない。
- 17) たとえば大塚久雄『社会科学の方法』岩波新書、1966年。高島善哉『社会科学入門』岩波新書、1954年。徳永恂『社会哲学の復権』せりか書房、1968年。最近のものとしては猪口孝『社会科学入門』中央公論社、1985年。
- 18) Max Weber, “Konfuzianismus und Taoismus” in *Gesamelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, 1 Band, 1920. この点後段で見るように、ヴェーバー自身、目的論的価値判断の有無のみで「価値自由性」が損なわれるとは見ていなかった。
- 19) 馮友蘭はこうした方法論上の自分の試みを、宋明理学を根拠にこれを発展させたと言う意味から「新理学」と呼んだ。加々美光行「文化大革命と伝統継承——梁漱溟、馮友蘭、李济厚」(『現代中国の挫折——文化大革命の省察』アジア経済研究所、1985年)。
- 20) エドワード・W・サイード著、板垣雄三・杉田英明監修、今沢紀子訳『オリエンタリズム』平凡社、1986年。
- 21) マックス・ヴェーバー著、富永・立野共訳、折原補訳『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』岩波文庫、1998年。安藤英治「マックス・ウェーバーにおける『客観性』の意味」(同著『マックス・ウェーバー研究』未来社、1964年)および大塚久雄『社会科学の方法』岩波新書、1966年。原典はMax Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*. 以下のヴェーバーにかかわる議論も安藤、大塚の著作に依拠している。
- 22) マルクス著、エンゲルス編、向坂逸郎訳『資本論(二)』岩波文庫、1969年2月、9～11頁。
- 23) たとえば毛里和子、天児慧らが主催して行った「中国の構造変動；1996-99年度の文部省科学研究費補助金の特定領域研究」では、積極的に中国の政策担当研究者との交流を行ったことが手伝って、中国の政治・経済・外交の各面の政策について、日本人研究者としてのオルタナティブ(選択肢)を提出した。毛里和子編『現代中国の構造変動1 大国中国の視座』東京大学出版会、2000年2月。
- 24) 宮西義雄編『満鉄調査部と尾崎秀実』亜紀書房、1983年9月、17頁。
- 25) 平野の「転向」の画期をなしたのは、同著『馬城、大井憲太郎傳』(昭和13年)。平野の同著は戦後、内容を大幅改訂して出版された。同著『大井憲太郎』吉川弘文館、1965年。
- 26) 吉本隆明「転向論」『吉本隆明全著作集13 政治思想評論集』勁草書房、昭和44年7月、9頁。
- 27) 吉本隆明、前掲、18～22頁。
- 28) 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』河出書房、昭和20年6月、11頁。
- 29) 中西功『中国革命の嵐の中で』青木書店、1974年7月。とりわけ216～232頁。
- 30) 一部の例外というのは、80年代に改革開放政策が本格化したのち、経済学者の小宮隆太郎や宮崎義一のような、日本の戦後経済改革の政策立案にかかわった経験を持つ学者たちが、中国政府からその政策経験を買われて改革開放政策に関する諮問をうけるなど顧問的役割を果たした事例があるからである。もっともこのような役割を果たした学者たちが、やはり中国を専門とする研究者ではなかったという言う点も、ここでは銘記する必要がある。
- 31) たとえば国際政治学者の猪口孝、五十嵐武士、経済学者の田中直毅、渡辺利夫らの本来、中国専門でない研究者の日本政府内の影響力の強さをここでは指摘しておく。
- 32) 溝口雄三は竹内好の中国論を批判して、竹内には毛沢東の中国に仮託して戦後日本の「近代化」の歩みを批判しようとする姿勢が強かったとしている。竹内自身は中国礼賛派には数え得ないが、竹内同様の姿勢は中国礼賛派研究者の大半に共通して見られた。溝口雄三『方法としての中国』東京大学出版会、1989年6月。
- 33) 溝口雄三『方法としての中国』東京大学出版会、1989年6月、3～34頁。
- 34) 竹内好「方法としてのアジア」(武田清子編『思想史の対象と方法』創文社、1961年11月)、のち竹内好評論集第三巻『日本とアジア』筑摩書房、1966年4月、同ちくま学芸文庫『日本とアジア』1993年11月に収録。
- 35) ちくま学芸文庫『日本とアジア』466頁。
- 36) Edward W. Said, *Orientalism*, Georges Borchardt Inc., New York, 1978. 邦訳、板垣雄三・杉田英明監修、今沢紀子訳『オリエンタリズム』平凡社、1986年10月。
- 37) 「共同主観」という言葉は、廣松渉がフッサールの現象学から示唆を受けて展開した認識論、存在論をめぐる議論の中で初めて用いられた。なおここでは後段で述べるように、廣松の議論に欠如していた「意志論」を加えた意味で用いている。廣松渉『世界の共同主観的存在構造』勁草書房、1984年。

- 38) Beauvoir, S (de) *Le Deuxième sexe*, Paris, Gallimard, 1949. 邦訳、生島遼一訳『第二の性 (一)』新潮社、1959年、および井上たか子・木村信子・中嶋公子・加藤康子監訳『第二の性 (決定版)』(全2巻) 新潮社、1997年。
- 39) I・イリイチ著、玉野井芳郎訳『ジェンダー 女と男の世界』岩波書店、1984年。1990年代に入ってこの「セックスとジェンダー」の概念的区別に対する異議がジュディス・バトラーによって唱えられるようになった。Judith Butler, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, Routledge New York and London, 1990. 同著第1章 *Subjects of Sex/Gender/Desire* を邦訳したものとして、荻野美穂訳「セックス／ジェンダー／欲望の主体 (『ジェンダー・トラブル』第1章)」(『思想』1994年12月号、1995年1月号) がある。バトラーは社会的文化的意味付けを受けない中立的な「性＝セックス」の概念は実在しないと主張した。
- 40) 吉本隆明の「^{ついでに}対的対的幻想」の概念はこの男女間の共同的、「^{ついでに}対的対的」なるものとして成立する幻想意識を指している。吉本隆明著、芹沢俊介 (聞き手) 『対的幻想 n 個の性をめぐって』春秋社、1985年。むろん吉本の言うように、男女間に成立する「^{ついでに}対的幻想」は社会的に成立する差別的意識構造としての「共同幻想」とは異なる独自の性格を有している。たとえば恋愛に結ばれた男女は、「道行きや心中」に見られるように社会的な差別抑圧の関係意識、階級、身分、民族等々の差別抑圧を越えてその幻想をまっとうしようとする場合がある。とはいえこの男女間の「^{ついでに}対的幻想」は、「ジェンダー」を克服し得るものでも、社会的差別抑圧の「共同主観性」を克服し得るものでもない。
- 41) 井上たか子・木村信子・中嶋公子・加藤康子監訳『第二の性 (決定版)』(全2巻) 新潮社、1997年。
- 42) 加々美光行『逆説としての中国革命』田畑書店、1995年、第三部「“反近代” 精神の敗北」を参照。
- 43) 1978年11月開催の中国共産党第11期第3回中央委員会総会を境に、毛沢東時代に迫害を受け失脚または死亡した幹部たちの名誉回復と復権が行われ、あわせて文革の実相が初歩的に明らかにされたことが、日本の論壇と学界の潮流を大きく変え、一斉に親中国派の学者の研究に批判の砲火が浴びせられるようになった。その嚆矢をなしたのは中嶋嶺雄『毛沢東批判』と日本の知識人(『東京新聞』1978年12月8日)、西義之「日本の四人組は何処へ行った」(『諸君』1981年3・4月号)、辻村明「朝日新聞の仮面——『論壇時評』の偏向と欺瞞をつく (完結編)」(『諸君』1982年2月号) などである。
- 44) たとえばカリフォルニア大学バークレー校経済学部
- の Yingyi Qian 教授は1981年に北京の清華大学数学科を卒業後、コロンビア大学に留学、1990年にハーバード大学で経済学博士学位を取得後、カリフォルニア大学に奉職した。また儒学研究で知られるハーバード大学の杜維明教授は、1985年に北京大学の招聘を受け同大学哲学系で儒学を講じている。
- 45) たとえば1989年に中国を出国してシカゴ大学、コロラド大学の客員教員となった劉再復、その他六・四天安門事件後に出国し米国に渡った陳一諮、嚴家其など著名な学者たちを挙げうる。
- 46) たとえば国分良成『日本・アメリカ・中国——強調へのシナリオ』TBS ブリタニカ、1997年12月。
- 47) 例外は日中関係を主テーマとする研究などの場合で、日中両政府あるいは日中の友好団体が研究対象となり、かつ資料情報提供者となるケースである。
- 48) 日本における医療医学のシステムに対する反省は、1963年のサリドマイド訴訟を発端に、1965年以後医療過誤訴訟件数が増加したのを契機に開始し、1968年の東大医学部の大学改革を求める学生運動の勃発によって、まずインターン制度が廃止されて本格化した。しかし日本において最終的にインフォームド・コンセントが積極導入されるようになったのは、その後20年余を経た1990年、日本医師会生命倫理懇談会の提言に始まる。唄孝一・宇都木伸・平林勝政編『医療過誤判例百選』有斐閣、1989年。
- 49) 重要な点はここで言う「検証の手続き」がどのような内容を含むものかということである。研究者は研究対象者による「検証手続き」に晒されると言っても、決して研究者が研究対象者の批判を無条件に受け入れるということを意味するのではない。それはインフォームド・コンセントに際し、医師が患者の同意を取り付ける時、何もかも患者の言いなりになることが良いのではないと同様である。ここでは医学について専門的知識を有しない患者に対して医療の詳細についての情報開示を前提として、明解で十分に納得のできる説明(アカンタビリティ)が求められる。その過程で、医師は患者との医療上の「対話」を繰り返した上で最適の医療方針を固める。その後に現実に治療が開始してからも、節目節目ごとに、この「検証手続き」が反復されなくてはならない。臨床の現場で医師が取得する一次的資料情報は、言うまでもなく、患者の身体検査診断から取得される。つまり患者は好むと好まざるとにかかわらず、医療情報の第一次的提供者にはかならない。と同時に、患者は当該医療による利益も弊害もともに受ける可能性を持った直接的な利害関係者である。この点にこそ、患者が医師から「情報開示」と「アカンタビリティ」の「手続き」原則に基づく説

- 明を受ける権利が生じる根拠があるのだ。とは言え医師はこうした「手続き」を通じて、患者に対し自己の見解を全面的に撤回することも、逆に全面的に押し付けることもしないことを原則とする。以上のインフォームド・コンセントの「手続き」の徹底こそが、医療ミスを減少させ、医療医学を臨床を通じて発展させる有力な方法であるとの共通の認識が今日確立してきたのである。もっとも目下、多発する医療ミス事件は、こうした「検証手続き」の重要性が、30年余の歳月を経て徐々に風化し軽んじられつつあることを意味するかもしれない。
- 50) NHK スペシャル「医療・信頼は回復できるのか② 問われる医師の“裁量”」2001年7月7日放送。
- 51) 東京大学大学院の地域研究科やアジア経済研究所の地域研究部などは、日本の学界のこうした呼称法を代表するものである。
- 52) John King Fairbank, *Chinabound A Fifty-year Memoir*, Harper & Row, Publishers: New York, 1982.
- 53) 平成7年5月1日現在の統計では、来日外国人留学生総数は53,847人。うちアジア地域からの留学生が49,212人で91.5%を占め、なかでも中国人留学生は24,026人で44.6%を占めた。アジアからの留学生の大半が語学留学ではなく、学問留学を目的としている。一方、日本からの海外留学は、平成7年度の総数は165,257人。うち最多は米国留学の82,008人で49.6%を占めた。一方、中国留学は全体の3位で12,947人、7.8%を占めた。米国留学の目的は大半が学問留学、他方中国留学の目的の大半は語学留学に止まる。『我が国の留学生制度の概要——受入れ及び派遣』文部省学術国際局留学生課、平成8年度。
- 54) たとえば1984年から天津南開大学で行われた富永健一東大教授(当時)の経済社会学とりわけ社会発展論に関する講義は、すべて通訳なし日本語で行われた。
- 55) 数年前、日本の某地域の社会学者グループが中国北京の人民大学を学術交流で訪問した際、同大学の大学院に当時留学していた私の学生が通訳を買って出た。その折、日本側代表団は人民大学の社会学者たちに社会学の基礎レベルの話初学者に話して聞かせるといった態度で「講義」し、人民大学側の失笑を買った。私の学生の話では、日本の学者はこの失笑の意味が皆目分らない様子だったという。
- 56) 既述のように元来、文革期の中国研究には毛沢東指導下の中国から「学ぶに足る」ものが多くあると見なす観点があった。典型的な議論としては、山田慶児『未来への問い——中国の試み』筑摩書房、1968年、同『混沌の海へ』筑摩書房、1975年。中国研究以外分野でも、たとえばスリランカ研究の中村尚司『豊かなアジア、貧しい日本』学陽書房は、エコロジストの立場から日本がアジアの智慧に学ぶべきだとする観点に学ぶべきとする議論をしている。
- 57) 山内一男『中国社会主义経済研究序説』法政大学出版局、1971年2月、とくにその第五章、第六章、補章を参照。
- 58) むろん中国問題を専門に研究する学界には「検証」能力があるとする反論もあり得よう。しかし学界内部の相互「検証」は、学術面での創見や貢献をめぐる論争的観点にとどまるものであって、研究の目的論や研究成果の社会的利害得失をめぐって利害関係者が求める「検証」とはおのずと異なるものである。